

近世都市の構造と賤民制

のびしようじ

はじめに

- 一 近世都市の形成と皮田町
 - 1 都市は町上の皮田町
 - 2 皮田町の完成
 - 3 皮田町の役負担—その1—
 - 4 皮田町の役負担—その2—
 - 5 小 括
- 二 都市賤民制の特質
 - 1 役設定の時期
 - 2 領内皮田支配と諸賤民統制
 - 3 役負担と地子免除
 - 4 町自治と下級行刑役
 - 5 小 括
- 三 皮田町の内部構造
 - 1 皮田町の役職制
 - 2 皮田町の人口動態
 - 3 住民構成の特質
 - 4 小 括
- 四 終幕と課題の展望
 - 1 本稿が提示したもの
 - 2 課題
 - 3 参考文献

七〇年代に入って興隆を見せた部落問題の歴史的研究が八〇年代近くになって、相ついで著作となって公にされはじめた。たしかにこの一〇〇年間の研究の進展は目をみはるものがある。本稿はこの一〇〇年の成果や課題を全面的に述べる予定にないが、筆者なりの研究動向把握に基づいて一つの問題提起を行なうことを課題とする。

この一〇〇年間の研究成果には都市の皮多についてのものはほとんどなく、たとえば京都についての社論文、『近世部落の史的研究所』所収、江戸の成沢論文、『部落史の研究』所収、堺についての森杉夫の研究、『近世部落の諸問題』(などは、直接当該都市の賤民制を論じながら、農村の皮多村と質的に異なる皮田集落³⁾について、これを都市構造の特質と関連させる視角は見られない。言うまでもなく日本近

世社会では、一般に都市と農村の分業がはかられており、兵農分離、商農分離はこの分業の上に実現していた。それは日本の近世社会を規定し、権力・経済・民衆闘争等々、すべての領域にわたって影響を及ぼしていた。部落史研究にあっても、都市を含まない部落史像を描くことは夢想としか言いようがないのである。地域論として重大なだけではなく(渡辺広以下の個人論集、『史的研究所』下巻所収の地域論文にももちろん都市論の視角はない)、成立論、経済論、解放闘争論においても不可欠な一部を成すのである。両研究所の論集はいずれも編者が「新しい水準を示すことができた」(『研究所』)「最新の成果を反映結果させることができた」(『史的研究』)とするのでいくつかの論文をとり出してみよう。

(1) 成立については寺木、脇田の両論文がある。さすがに脇田論文には皮田町についての一定の分析と位置づけがみられるが、職人把握と同質性がみられるとする身分把握において、彼らの役負担は、一律に斃牛馬処理とされ、皮田町の役負担の独自性の有無は言及されていない。また課題においては都市論からの分析やコメントは見られない。寺木論文には都市論の視角はない。

(2) 中後期の経済・生活を論じた前、原田論文の内、前論

はじめに

文には皮革業について渡辺村、あるいは大坂への求心的構造が述べられながら、これら皮多町による皮多村の収奪や経済統制、中央市場―畿内市場―領国市場―地方市場という市場構造の特質との関連はなされていず、都市論の観点の弱くことが看取される。原田には過去の一定の業績にもかかわらず考慮さえも見られない。

(3) 民衆闘争については畑中・東論文があるが、都市は視野の外におかれている。それゆえ皮多の解放闘争や抵抗の規定がきわめて一面的なものになっており、とくに畑中が皮多統制の基調を下級行刑という、まさしく都市の役構造と関わるそれを設定しながら都市構造の観点がないために、皮相、雑駁な「整理」になってしまっている。

これらはいわば一角である。近年の「水準」や「成果」が都市抜きで構成されているのは明らかであろう。先の論文の註で、畑中は「従って身分というものを法制的にみたとき『百姓・町人』を一体(同質ではない)の身分として考える事ができる」(三〇六頁)とまで言っている。まことにこのような「法制」に従うなら、賤民も百姓と一体にならないものだろうか?

本稿は、かかる研究動向に、都市論の観点を導入すべく

試みられた研究ノートである。右に見たような研究情況は、一つには皮田町に関する史料の絶対的不足に起因するのであるから、本稿もその制約の外にある訳ではない。事実を確定しつつ整理した基礎的考察であり、問題提起である。⁽¹⁾

- (一) 年代的に言えば早い時期に『近世部落史の研究』(一九七六・一 上下巻 雄山閣 西播地域皮多村文書研究会刊)その後には『部落史の研究』(一九七八・一 部落問題研究所 脇田修編)『近世部落の史的研究』(一九七九・六 部落解放研究所)が集団的研究として水準を示しており、渡辺広『未解放部落の成立と展開』(一九七九・二 吉川弘文館)布引敏雄『長州藩部落解放史研究』(一九八〇・三 三書房)安達五男『被差別部落の史的的研究』(一九八〇・四 明石書店)が個人のものとして公にされた。なお西播地域皮多村文書研究会編の『兵庫の部落史』(一九八〇・一〇)のじぎく文庫)も近年の研究の集約といつてよい。

(二) 七〇年代の動向の整理や課題提示は喫緊でありながらもなされてない。

(三) 本稿では農村の皮多村に對置して都市の皮多集落を一応皮田町と呼んでおきたい。

補注一 本稿は一九八〇年一〇月上旬に脱稿したものであるが諸事情から発表が遅延していたものである。ために理論的な点でも訂正、再考を加えるべき点も生じているが、今回は部分的

な訂正、加筆にとどめた。なお筆者は本稿執筆後「幕藩制確立期の西摂の皮多村」『地域史研究』10-3(八二・三)で西摂の具体例を分析し「近世都市賤民制の史的展開―役の体系に注目して―」『日本歴史』第45号(八二・二)で広島廿日市皮田町の成立期に焦点をあてて検討を加え、「斃牛馬処理権をめぐる二、三の問題」『部落問題研究』No.73(八二・一)で奈良東之坂、山口羽坂皮田町についてやや異なる視角である経済構造の視点から言及し、ついで「封建制的賤民支配の成立―撰津風呂谷皮田集落に即して―」『部落問題論』No.7(八二・九)で皮田町概念規定や一般の見通しを与えておいた。これらを含めた上で本稿を検討、批判の俎上にのせていただければありがたい。なおささやかな、つたない本稿ではあるが、部落学校、非人番研究の際や二〇三の出版に際して好意をうけた故盛田嘉徳氏に捧げたい。

一 都市の形成と皮田町

近世社会の創出をになった織豊政権は、基本的収奪対象としての百姓を確定する課題と共に、一定程度に発展した分業と流通を掌握する課題を負った。一面から見ればこの方が困難であった。土地所有は歴史的にはたえず「人身的な隷属支配関係を基礎」としてきたがそこから分離して成長してくる貨幣や資本は「非人身的な権力」(『資本論』一部四章一節)という性格をもったからであり、原理的に封

建制は自然経済段階に照応するものであったから流通過程の領主的把握は不可欠であった。近世社会の特質となった商工業者の都市集住と「隷属」さらには石高制は後者の課題の領主的対応の結果と言ふべきものであった。

かくして近世権力は最も商品価値の高い米と特産品を直接にぎり、かつ商職人を都市に集住させて人身支配すること、城下町を領主の統制の下に置くことによって流通、資本の掌握を行なうと共に、中央権力は中央市場の支配によって経済的にも優位を占め諸国支配を可能にした。

これらは都市と農村の分業を政策的に設定することによってなされたが、重大なことは都市の確立が身分制によって規定を受けたことである。ここでは如上の観点から皮田町の形成に関わらせて検討してみよう。

1 都市空間上の皮田町

城下の建設プランを検討するならば、都市の空間的配置に身分制度が貫かれていることを知る事ができる。それは領主の居城としての城郭を中心に武士身分の地割りや郭内に、郭外に商人、町人の居住地を設定して城下町とし、その外に広く農村を置くという空間配置である。もちろんそのそれぞれに身分内の上下があつてわかれて置かれたものもあるが、基本的には武士・町人の区別が都市空間上で

行なわれるのを理想としたのである。そして皮田の集落はこの町域に入ることが許されず原理上町の端外に居住地を設定された。

したがって新たに城下町が建設される場合や都市の拡大に伴って彼らは町外への移転をよぎなくされた。具体的に見よう。

大坂 豊臣政権の所在地として新たに建設された大坂城は、堺をのぞく周辺の都市特権を否定し商工業者の積極的な集住策をとり、一六世紀中期には四〇万を超える人口を擁した。大坂は徳川政権の下でも都市再建がなされたし都市域の拡張があつた。

渡辺村民は「役人村由緒書」などによると元來坐摩神社の隷属民であり、石山本願寺が築かれると共に一部は一向宗に帰依した。木津あつたヶ城の話は有名である。しかし、一向一揆は鎮圧され石山本願寺は解体され、天正十一(一六八三)年そこに大坂城が築かれた。彼らは天満、福島、渡辺、博労、三ツ寺の五ヶ所に分散移動させられた。これが慶長期(慶長初期か)に南渡辺町坐摩神社附近に集住させられ、さらに大坂の再建がなつた元和六(一七〇〇)年(一六二〇)道頓堀川下幸町一〜二丁目裏尻の下難波村に七五〇坪の除地を与えられて一村となつた。この時から渡辺村と称するようになったと言ふ。村と称しながら市中

三郷の一つである天満組に属し町支配をうけた。寛永四(一六二七)年、明暦二(一六五六)年居住地の拡張がなされ以後居住地は安定する。しかし元禄十一(一七〇一)年に市域拡張にもなって刑場近くの東成郡野江村に強制移転を命ぜられるがその地は湿地帯であった。替地の嘆願に西成郡木津村七反島が示されるがこれも湿地、再びの嘆願に木津村堂面の西に定まり十四(一七〇六)年に移転がはじまり、宝永三(一七一四)年に完了した。

京都 首都であり中央市場であった京都の近世都市化は、秀吉による洛中から公方、寺社本所分の領主的知行をなくしたことによって天正末期に完了した。天正一八年には都市の周囲を土堀でくぎり洛中・洛外を明確にした。

天部とならんで市中五カ村の頭的村であった六条村は天正年中松原通東洞院東入ル稻荷町に居住地があり、天正一八(一六九〇)年前田玄以が下した文書によると六条河原に前々から荒畑二町を保有していた。しかし市域の拡張で稻荷町は市街地となり、寛文三(一六六三)年「御給田地」(「諸式留帳」)二町を与えられて六条河原に移転された。それは、おそらく先の荒畑二町の地なのであろう。寛文一一年には河原町松原上ルのえた小屋が所替えになり六条には七名が移住、これで一段落つくが、その後宝永四(一七〇七)年七条通りに移転が命じられるが翌年の大火

で延引、正徳四(一七一四)年柳原庄内の小稻荷七条通御土居南方に二五六坪の除地五一坪の皮張場(拜借地)を与えられて移転が完了する。つまり御土居の外に移されるのである。

六条とならぶ天部村も、天正末の京中検地の後、賀茂川東岸に移住させられ、しかもその土地は「堀切」とあるように、隔離的なものであった。北小路も天正年間には東本願寺領内の下枳穀馬場に居住していたが寛永一九年(一六四二)河原町松原上ルの地に移され、それが寛文一〇年(一六七〇)上一条通西土手の御土居ざわに一〇八五坪で移された(この際一部の者が六条村に移っている)。このように京都の場合もいずれも町域を示す御土居の外に強制移転をよぎなくされている。ただ蓮台野のみが一部洛中にまたがって土地をもっていた。

江戸 江戸の都市化は慶長八(一六〇三)年以後のこと、後進地に政策的に巨大な城下町が作られていった。弾左衛門は穢多頭として領国経営の一端をになうのであるが、彼らは当初は日本橋室町に居住していたが、江戸町制の整備と共に浅草鳥越に移転させられた。さらに正保二(一六四五)年浅草山谷村に移され、そこに一万坪をこえる広大な屋敷がしつらえられた。

中央都市とも言える三都について見てきた。堺・大和に

についても検討の要があるが史料を得ることができなかつた。次に管見に入った地方都市について述べよう。

加賀 前田氏の入城でまず「城下町端」(『加府事蹟実録』)の杉原町にあった皮田を城下枯木橋付近の浅野川口に移し、同時に葦屋支配を命じた。

長崎 寛永の頃寺町筋から大音寺下の北比良付近にあった「かわた町」を慶安の頃の西坂瀬崎の辺に移した。

秋田 寛永六年の城下町の拡張によって穢多町のあった地が南町の地割りになった。つまり穢多町は移転させられた。

皮田町に関する一七世紀前期以前の一般史料は皆無と云ってよく、そのほとんどが後代の口伝や由緒書なのであり、それさえもそう多いものではない。しかし、以上によっても既存の中世都市を近世的に編成する場合でも、領主居住地として新たに政策的に都市を建設する場合でも、共通して皮田集落を市外に移動させていること、つまり兵農分離に基づく都市計画では、その空間に賤民を含まないことを原則としたのである。それは中央都市、地方都市のいずれにあっても一般的であった。

このような原則は、他賤民層にも適用された。多くの事例は得られないが、京都の乞食非人、悲田院、大坂の聖などがそうである。非人については後に検討するが、集団、

集落をなした賤民層が市外に移されたのは、一般的としてよいであろう。

2 皮田町の定義

では都市の構造と結びついた皮田町というものはなかつたのであろうか。少くとも一七世紀に、皮田町概念を部落史研究の一視角として生かすことはできないのであろうか。

空間上、法制上皮田集落は村とされたが、立入って検討するならば不可解な事実につきあたるのである。

- (1) まず大坂渡辺村について見たように彼らは木津村地にありながら行政上の管轄は町年寄下の天満組に属し、町の行政下であったのである。大坂平野郷でも皮田集落は、域外に置かれたが、町支配をうけている。京都の場合も六条村外四カ村(天部、川崎、蓮台野、北小路)は町奉行所の支配下において下級行刑の業務に就いていた(『柳原町史』)。備後三原では皮田は、東は町端、茅町裏に居住してその小屋地は村分、「葦田(ま)ともは町支配なり」(『増補三原志稿』註6)となっていた。

(2) 次に村とされながら、基本的役負担や所有形態において町と同様な場合の見られることである。浅草・渡辺

村・六条村・北小路等の、京都の皮田村などは地積を坪表示されていたし、年不詳の堺塩穴村絵図や、やや下った寛政十一年（一七九九）の兵庫風呂谷村「名寄帳」に見られる居住地内容は田を含まないのである。町の皮田集落は知られる限り屋敷地を与えられたり、地子を免ぜられているので明らかにしえないが、土地負担においても、おそらく年貢ではなく地子表示であったろう。

(3)町と在の区別は何よりも土地に対する所有形態において明らかに異なっていた。それを脇田は在では土地所持といつてもよい所有形態、町では用益と規定している。とすると次のような場合には特殊な土地所持といわなければならないだろう。すなわち余辺（天部）は岡崎村において高三五石八斗八升、物成一五石七斗二升八合（七ツ二分取）分の入作をし作納方を命ぜられているのであるが、「毎年可致定請納」（慶長十一年五月九日付余部文書）とあるように作柄、出来高にかかわらず定額納年貢になっていたのである。享保十七年（一七三二）には部落の人口増で旧銭座跡地に銭座跡村が出来るがこの場合も七八六坪で年貢は定額納になっていた。

(4)町組と村では、支配末端の行政役人のあり様が異なっ

衛、青木忠兵衛等在方支配と成

判じにくい文章であるが、つまり天正年中に町域になり矢川村も油屋町と改名された。町廻りの年貢地とはなったが、町並役は負担せず、町年寄もおかれず湊町年寄の兼帯支配をつけた。享保四年からは田地を所持する者は在の支配、その他は町支配をうけるようになった、ということであろう。この矢川皮田町の役負担の全体は明らかでないが、前記『雑集』は牢番役を指摘しており、近くに刑場があったところから見て、主として下級行刑役を負ったと思われる。彼らが町並役を負担しないのは町人身分でなく、また他の役を負ったからであった。彼らは町にあっても町人ではなかったのである。本稿ではこれらの指標によって一応それらのいずれかの要件を備える集落を皮田町（都市部落）としてあつかい、先に進むことにしたい。

3 皮田町の役負担 — その1 —

前節で、ある皮田集落が市域外においやられながら、都市の一部に位置づけられるのは、中世都市の構造が賤民を生み出したように近世都市の支配や経営においても不可欠であったからではないかと述べた。この点が重大である。

近世都市の基本が城下町であったことは既述した通りだ

ていた。村は庄屋、年寄（肝煎）、組頭、町は惣年寄、名主、組頭の役構成を基本とした。⁽⁷⁾各町の名主年寄は、後には選挙となったものもあるが、惣年寄は世襲制が敷かれていて、この点は村役人と基本的に相違した。後に詳しくみるが、京都六カ村、大坂渡辺村、堺塩穴、兵庫風呂谷、奈良東之坂などは村とされながら行政役人の構成は町と同じ世襲複数年寄制が敷かれていたのである。もっとも畿内以外の地では、穢多頭制が敷かれていたので、この点指標として一般化しえない場合もあったろう。

以上の矛盾は、都市空間から皮田を除外しながらも、近世都市にあっても、皮田が不可欠な一部として城下町支配、経営に必要であったことに起因しているのである。

久世兼由著『松阪権輿雑集』（宝曆二年脱稿一一巻）によると松阪城下の矢川皮田町について次のような記述がある。

油屋町、町廻の年貢地にて無丁役、人家湊町年寄支配、往古松阪町中半矢川村と称し、高千三百石余の村地成しに天正年中町となり、矢川の名のみ残りて里なし、百姓五六軒此町に居住し残高三百六十拾石石巻斗八升壹合を所帯し、在町両支配、享保四亥年三月より杉山善左衛門、青木半兵衛、中林源右衛門、杉山弥兵

が、その原型は戦国大名の領国経営にあった。と同時に「かわた」の身分把握も戦国大名、わけても東国の大名領国下の政策を近世権力が踏襲したものと考えてよいものであった。

今川領では「府中西のつらかわた」彦八に屋敷地を安堵し、国中の皮買上の権限を与えて「毎年皮のやく等」を命じている。天文一八年（一五四九）の義元朱印状では二名になっている。しかし次に見る後北条と比較するならば領内の「かわた」統制がはかられた形跡はみえず、また彦八、あるいは天文の二人についても彼らが「権門被官」（天文一三年）「被官」（天文一八年）になることは禁じられていないし、御用の皮役を「不沙汰」しても皮商売を相留める措置がなされるにすぎなかった。もちろん皮作が他商売を禁じられているのであるから、一定の処罰とはなっていたが後北条では「遠島」（宮本文書天正六年）とおどされているのに比すれば人身把握の弱い点は明らかである。

後北条では城下のかわた頭と共に領内の主たる革作が身分的統制①公用の革上納 ②被官の禁 ③移動の制限 ④不入の地への移転の禁止をうけていた。彼らは職人統制の一環として編成をうけ皮役を負ったが、その役（後北条領での職人課役は一年三〇日、一日一七文で労力一技術的一を負担するものであった⁽⁸⁾）は御用革の上納で、一人二

枚のふすべ革と定められた(弘治四年)。しかしこの段階では、皮の調達に代金が与えられていて、お上から下げ渡される毛皮の加工賃は支出されていない。これが永禄一〇年(一五六七)になると、ふすべ賃が支払われて(一枚当り四七文強、公役にして約三人分)皮の調達はなくなる、つまり皮加工が主になっていくのである。

右にみたのは伊豆国の場合であるが、同領相模国の場合、興味深いのは、永禄五年三月の印判状で、そこには中郡皮作が「退職」しており「平徳政」を与えて立帰らせたとある。内容は今一つ明確でないが、何らかの特典を与えて「公方御用」を命じたことが知りえる。なお、中郡の皮作は皮の調達が主とした役務らしく、伊豆国の皮作との間に何らかの分業、あるいは役負担の差異が感得される。

賤民の一部を城下に住まわせ、それを通じて軍事上重要な意味をもつ皮革の確保を行なうという方式は、近世権力によっても踏襲された。近世城下も軍事的必要を優先させて構築したものであったから、皮革の確保のため域内に賤民を置かざるをえなかったのである。もちろん原皮の収集のためには領内全域、わけても農村に「かわた」が必要なのであり、城下に置かれたのは有力な皮工、皮商達であった。諸藩は、高い水準を有する畿内の皮工を招致してまで皮革確保に努めた。諸藩は彼らを優遇しつつ皮革確保を行

が起っているが、その原因は皮革業の新たな発展によるものであった。¹³⁾

しかし、畿内の場合、領主に対する皮負担はほとんど見られないし、たとえば渡辺村の和漢革問屋が数カ所の太鼓貼張の役を受けたように、あってもきわめて軽いものであった。それは畿内では、都市商工業一般がそうであるように優遇されたことの他に、皮革流通の領主的統制を彼らを通じて行ない、中央市場の優位を保つ点に、もっぱらの意図があったためと思われる。

4 皮田町の役負担 — その2 —

皮革確保を皮田町の役負担とする場合、文字通りには畿内に適用できなかった。また皮革の上納という点から言えば彼らを町政に組みこむことは必然という程度ではなかったと思える。とするならさらに立入って皮田町の負担について検討することが必要であろう。

備前の穢多頭であった又兵衛の子孫が宝永五(一七〇八)年に提出した訴状には、

先中納言様御代に……又兵衛と申者赤坂郡矢原村に居申候所、遠方に居申候ては御用の手管あひ不申候間、御城下近所江罷出申様にと被仰付、国守江罷越候、其節又又兵衛義御國中穢多頭に被為仰付、右屋敷畑御免地に被成

っている。金沢藩・信州諸城下に典型的に見られるのを第一の型とすれば、江戸のように弾左衛門を通じて広域の皮革製品を確保するという型は第二のものといえよう。戦国期今川、後北条領に見られた型である。

しかし、畿内では皮革役の負担の占める割合は、きわめて低かったと見うる。実際京都では諸賤民が相当の数で存在したにもかかわらず、天部の外に「かわた」称は見られず、そのことが逆に皮革役の貫徹しなかったことを示している。¹⁴⁾ もちろん皮田町での皮革業の水準は高く、皮革流通・取引の範囲も広域であった。渡辺村には、すでに寛永年間に一二名の特権的皮商(と同時に年寄役)が免許をうけ、鎖国後の唐物皮買入の特権を有した(『西成郡史』)。京都でも六条村の移転に当って皮張場として五一一坪が免三ツで拝借地として付けられたように、皮革業は盛んで水準も高かった。部分的であるが野口村は二条殿に対して「鞆包革御用被仰付」(文化10)でもいた(『余部文書』)。すこし下った奈良東ノ坂の享保九年(一七二四)「宗門改帳」をみると、番人を除く家持一軒の内六軒までが皮革関連業者で、奉公人一人五人までが皮革業に従事しており、借家人の多くも皮革業者の借家に住んでおり、おそらく皮革業に従事していたのではないかと推定される。¹⁵⁾ 兵庫津では明暦四年(一六五八)風呂谷村内での斃牛馬争い

被為遺¹⁶⁾

と書かれていて、城下辺への移動は「御用」のためと言う。ところでこの御用について人見彰彦、大森久雄らは皮革役と見、これに柴田一は反論して、正徳二年(一七二二)同村太左衛門が死骸の取捨についておんほう(非人)と争った際の訴状から、下級行刑役とした。人見らはすぐさま反論して自説を再述しているが、市政との関わりから言っても、やはりこの「御用」は下級行刑、あるいは警察役と考えるべきであろう。

結論から述べるなら、市中の治安維持の末端業務こそ、皮田町に課せられた、皮田村と異なる独自の役負担であった。いくつかの面から検討しよう。

まず下級行刑・警察役職課は中央都市、畿内周辺、地方領国城下の皮田町に共通していた。

中央都市 京都については「天部村由緒書」(「雑色要録」所収)記載の公役の他、天部、六条村年寄等が提出した役務カ条が宝永四、六(一七〇七、九)年、享保二(一七一七)年の三通残っている(「諸式留帳」)。それらによると、彼らの役務は①掃除、②下級行刑、③末端警察役であった。①は下村家の下で山城、近江、摂津約五〇カ村が勤めたが、下村家断絶後の宝永五年以後①は皮田町の役にならず、新たに②の牢屋外番がこれら五〇カ村の基本公

役となる。と同時に皮田町六カ村には③の役が仰付けられた。

大坂渡辺村も、俗に役人村と呼ばれたように、下級行刑が中心の公役であった。安永五年の訴状によると①皮役(城太鼓張替) ②掃除役(土左衛門、行倒死骸片付) ③下級行刑役(牢仕置、刑場役、護送・処刑者取捨) ④火消人足 等であった(『摂津役人村文書』)。続く堺でも延享四年の「御手鑑 坤」によると「塚御仕置者有之節(京、大坂之通 役義相勤候」(森「前掲書」一二六頁所収史料)とあって下級行刑役を負ったことを知りうる。

江戸にあっては弾左衛門の支配の下で、非人身分の者が仕置役を勤めていたが、原理上は権力から穢多弾左衛門に命じられた役務であった。

畿内周辺都市 平野郷では、皮多は行倒人の取かたづけをさせられている(『平野部落史関係資料集』)。紀州岡島村も渡辺村同様、役人村とよばれた。慶長一八年の文書では、和歌山城の掃除役、牢番、皮革上納が役であった(『西宮』)。西宮でも芝村は史料で確認される限りでは、明和八年の死骸取捨、心中者のさらしであるが、おそらく近世初頭に遡りうるものと考えられる(『兵庫の部落史』)。兵庫津でも元禄年間には風呂谷村が盗賊獄門を命じられている。

た。佐方村団左衛門らは戦国期宮島警固と廿日市出入の品物を査察する役務を負っていた(『廿日市町史』資料編Ⅱ・Ⅲ)し、大和国の諸門前町では白豪寺・薬師寺・法隆寺などで独自の検断機構が存在し、いずれも穢多・河原者が行刑の直接・間接の執行者になっていた。(三浦圭一「中世後期における賤民の存在形態」『部落史の研究』、山田洋子「中世大和の非人についての考察」『年報中世史』4)。天正六年(一五七八)一二月荒木村重の妻子を京都六条河原で処刑した際、多数の河原者・青屋が執行人として織田政権によって動員されているように京都でも賤民がかかる行刑を行うものとされていたことがわかる。

もちろんここでの問題は中世での河原者・穢多らの行刑従事がそのまま近世にまで続いているという点にあるのではない。まず何よりも近世権力による一定の社会的・権力的編成をうけており、その点を解明することが重要であり、それに本稿の課題も皮田町の基本役を確定していくことにある。とはいえ、中世都市と賤民との不可分の関係を指摘しておくことはそれとして必要なことといえよう。事例の発掘の立入った検討が望まれる。

中世から近世への移行という点では大和国奈良市中の場合が比較的具体的に知られる。興福寺検断機構には大犯断罪の儀式として「大垣廻し」なる死刑執行があった。今詳

江州膳所藩六万石城下でも大林皮田町は下級行刑役も負っており、集落近くには仕置場もあった。同じく近江の比叡山門前町の八木山皮田も町の行刑役を務めていた。

城下町 地方都市の城下でも、皮田町は下級行刑役をうけた。岡山の場合はすでに述べたが、広島藩でも早く「村郷牢舎番は、其郡かわたに申付くべく」とされたのが寛永七年(一六三〇)一二月の郡中法度によってであるから、皮田の牢番役は、天正一九年の毛利によって築城以来のことではないかと推測される。近世初頭では、広島城下東西の皮田頭を「下知」していた佐方村団左衛門は、元は廿日市城下にあって慶長五年福島入部以来「盗賊召捕」方などを負っていた(『廿日市町史』資料編Ⅱ)。長州では、毛利は山口に移った慶長九年、さっそくに屋敷畑四九枚を除地にして山口垣ノ内に郷中夜廻役を命じている。それゆえに、山口垣ノ内は特牛皮上納の役を免ぜられた。

信州についての万羽正朋の一連の研究によると、慶長三年松代に入部した田丸は孫六をかわた頭に任ずると共に皮役、牢番役を課し、松本でも天正一六年城下町の整備と共にかわた頭彦八を設定し、上田藩でも牢番役が頭の下で課せられていた。なお信州の諸城下でも皮田町は城域の拡張のために外延に移転させられている。

次に下級行刑業務は中世都市賤民の一般的役務であっ

細に立入らないが、やはりここでも「芝辻之穢多」(『奈良県同和事業史』四四一頁)を始め奈良北・南都七郷の河原者達が立合い、特に東之坂の者は断頭・晒し、見物銭の徴収などに関わっていた。近世に入っても大和国における興福寺の特殊な事情から大垣廻しは寛永後期まで行なわれているが、それ以後司法権力は奈良奉行所に集中され、最後的には享保期に大垣成敗は全廃された。

5 小括

近世都市の典型としての城下町の形成過程と理念の中に町と在の区別、空間上の身分配置が歴然と存在していた。豊臣政権は権力的手段をもって町場を設定しつつ、都市的機能を有した多くの集落を法制上村と位置づけ、都市特権を否定した。こうした歴史動向が中世都市に不可分離の関係を地理上・機能上有した賤民層にどのような影響を与えたのか、あるいは規定をうけたかがまず問われよう。しかしほとんど研究蓄積のない現在では、筆者の能力をもってしてはこの点で大まかな見通しさえたてることができないのである。それゆえに一では中世から近世への都市賤民の変化、社会的編成の要点は考察の外におかれている。今後の課題である。

七〇年代の部落史研究は皮多集落を支配関係の視点か

ら、一村立・枝郷・付属皮多(村崎信夫「皮多村村方騒動の構造と展開」『近世部落史の研究』下巻、一〇七頁)という村落類型を設定することによって歴史研究を大幅に前進させた。けれども始めに指摘した如く、社会的区別でもあり、同時に体制的区別でもある町と在、都市と農村という視角からの研究は等閑に置かれた。それはこの問題をどこから切り込んでいいかという方法視角、そういう区別をしてみることを意味が明らかでなかったからに他ならない。本稿の課題意識は端的にいえば右の二点を明らかにしていこうという点に存した。

そこで法的、テーマエの理念からすれば存在しない都市皮田集落が、歴史実態的、機能的視角からこれまで知られている諸史料を再検討してみるならば大きな矛盾が別決できること、つまり現実にはそれなりに多様で幅をもった賤民制が在地で展開されていたことが分明してきたのである。そこで (イ)町組と同一の支配系列、(ロ)土地負担、所有形態、(ハ)共同体役職の三点を仮設的指標としてひとまずとり出し、それらに適應する皮田集落を皮田町と規定して、皮田町の独自の、皮多村と異なる役負担を追及した。3と4の検討によってひとまず皮田町の基本的役負担が下級行刑、あるいは警察役であることが明らかになった。換言するならば皮多集落の一部分が、全国的にも畿内近国

においても共通の役負担を有するということは皮田町という仮設が一つの検証をうけたということ、かかる概念規定が成立することを意味しているのである。皮田町の役負担を右のように考えるならば、改めて検討しなければならない問題がいくつかある。章を改めてこれを見よう。

- (1) 脇田修「近世都市の建設と豪商」『岩波講座日本歴史』6 一七一頁
- (2) 「役人村由緒書」(『撰津役人村文書』所収)は五カ所と伝えるが、中西義雄「都市部落の生成と展開」(『部落問題研究』No.4)はその他に船場を加えている。
- (3) 「古来より新建築家目論見一件」成舞家文書 内田九州男「近世非人論」(『部落史の研究』所収二二二頁)より重引
- (4) 「雑色要録」以下京都については他に『諸色留帳』などの史料による。辻論文を参照した。
- (5) 荒井貢次郎「都市部落の近代の変容過程」『部落問題研究』No.9
- (6) 以上は原田伴彦「日本封建都市研究」によった。信濃の上田・松本域下でも同様なのが万羽正朋の研究で明らかにされている。
- (7) 豊田武「日本の封建都市」岩波全書
- (8) 七条文書『静岡県史料』第三輯 大永六年今川氏親朱印状。なお今川、後北条領でのかつた統制についてはこれらの文

書がかなり以前から知られながら、ほとんど本格的な分析がなされてこなかったが、七〇年代に入って峯岸賢太郎「幕藩制的賤民身分の成立」『歴史評論』一九七五年一月、七六年一月によって検討された。本稿もそれを参照した。なお『兵庫の部落史』九九頁以下参照

- (9) 同右「定置皮作商買ノ事」天文一八年 峯岸はこの条を頭注に従って彼ら二人以外の者の皮商売の禁と理解しているがこの文書がまさしく彼ら二人に「堅ク申付ル可ク」出されたこと、後段の商売差留の点からみて、これは皮作そのものの直接的生業統制と考える。
- (10) 佐脇榮智「後北条氏の職人衆への課役について」『日本歴史』一九七九・三 No.370
- (11) 東ノ坂町文書 天理図書館蔵、『奈良県同和事業史』に史料と共に浅野安隆の分析がある。
- (12) 拙稿「一七世紀前期西摂の皮田村」『地域史研究』九巻一号
- (13) 「撮要録」以下の論争については『史的研究』所収の柴田論文『部落問題—調査と研究—』No.27、28の人見大森論文
- (14) 旧藩引継文書「非人頭仮半番非人内借願」によると、善七は町奉行所よりの役として溜御用や川々不淨物の改めを非人役としながら仕置役を弾左衛門から命じられて人足を出している、厳密に区別している。事実享保一〇年の弾の「御役目相動候覚」によると、捜査検挙と共に処刑役を挙げている。三好伊平次『同和問題の歴史的研究』三四五頁
- (15) 「乍恐諸事」(上) 釘貫家文書 なお延宝六年文書に

よると、掘掃除や家中当町の非人死体の取捨など役儀は相当に拡大する。

- (16) 「風呂谷・糸木両村穢多共引請斗方一件日記抜書」武田忠孝家文書
- (17) 万羽正朋「『部落』の形成に関する考察」『信濃』12巻5号一四頁以下

補注2 『研究』所収論文ならびに近刊の『部落の歴史、近畿篇』(部落問題研究所刊一九八二・一刊)の京都部分でも脇田は繰返し「京都の都市部落についてはかわたの名を今のところ発見していない。……皮革職人としてのかわたの編成が貫徹しなかったためではないかと考えられる」(二六頁)としている。まず何よりも事実認識において正確を欠く。周知の『雑色要録』に板倉周防守代の寛七月朔日「謹て言上仕候」文書には「三條おまへ皮田村云々」とあるからである。『庶民生活史料集成』(三一書房)本は「子カとするが」は寅のことである。右の史料は余部文書にはないが右文書の内容は語っている(『集成』二五巻一二四頁)から信びよう性のある史料としていいであろう。

二 都市賤民制の特質

近世への移行にあたって、都市の自由や商工業のギルド、流通掌握を認知し、関税や営業税を徴収する方向で、封建制を再編するという、いわばヨーロッパ的方向も論理的には存在した。しかし、事態は、その道にふみ込まないで商工業者、都市を権力の従属下に置くという、きわめて特殊日本的な道に立入らせた。

その結果、都市民は強い人身的「隷属」の代償として都市特権を得、権力は当該社会の政治的、経済的中枢を手に握った。かかる国家体制の特質は日本近世社会に重大な性格を刻印した。都市の民衆闘争はふるわず、したがって体系的な革命思想は構築されず、都市と農村の共同闘争の環は脆弱で、農民闘争は結局一揆に終始した。それらのことは、つまり日本の近代への道程にある規定を付与したということでもあった。

本章では、これらの点をふまえて、皮田町の基本的役割担としての治安末端業務についてさらに追及してみよう。

1 役設定の時期

近世中後期に至ると、藩は領内全体の皮多を下級行刑、末端警察役に使役するようになってくる。この点は各地で

明らかにされつつある。ここでは、皮田町の役の設定が織田、豊臣、初期徳川のいずれの時期になされたかを問題にしたい。

中世自治都市の典型とされる堺は、永禄二年(一五六九)信長の矢銭要求に屈し、ついで代官を配置された。しかし、堺の支配が確定し、近世的編成をうけるのは豊臣期になってからのことであろう。さて塩穴皮田町が、下級行刑役を課せられたことが史料的に確認されるのは文禄四年(一五九五)である。

除地之分

- 一 式反式政式拾歩 三拾四間 えた屋敷
- 二 式拾間

是ハ文禄四年石田本之介除地ニも除来候ニ付、往古之通除之

さてこの除地と下級行刑は一体のものであった。先にも引用した『御手鑑』はこの除地が役儀のためのものであったこと、その後皮田町の逼塞で、願いにより役は免ぜられて四力所非人が勤めるようになったこと、それが享保八年から再び皮田町の役務になり、仕置者がある時「近國之通、古格ヲ以」(傍点引用者)で勤めるようになったことを明らかにしている。

大坂は豊臣政権によって、周辺市町の一定の経済発展を

基礎にはしたが、新たに創出された町であり、初期には京都とならんで、ついで江戸を加えた三大都市となるが、経済的には「天下の台所」であった。したがって、ここでは織田政権による皮田町の設定は問題にならないが、ここでもやはり豊臣期であったと考えられる。「由緒書」や『大坂濶脇書一件』等によるとまず彼らは天正一二年(一五八四)頃大坂城普請のために分散移転を命じられ、ついで慶長期に坐摩神社附近の地に集住させられ断罪役を負った。この点は既に明らかにしたが、この慶長期が何時であるかがこの場合問題である。

確実な年月を明示する史料はないが、次のように考えたい。徳川が大坂を掌握するのは大坂の陣後であり、それまでは豊臣氏の支配にあった。もちろん天下は徳川のものであり、秀頼は臣従の礼をとらないとはいえず、一大名にすぎなかったから、右の例を根拠にすることはできないが、寛永一一年(一六三四)家光が「往古の通断罪役」(「役人村由来書」傍点引用者)を命じたのも、それが前政権の役儀であったからではないかと思われる。皮田とならぶ非人制度についても大坂では文禄三年(一五九四)に四力所垣外制の内、天王寺長吏制が敷かれている。さらに渡辺村の最古の寺徳浄寺の開基は慶長四己亥年と書上げられている(寺の開基は一般に史料価値が低い)。これらによって、

本稿では渡辺村の断罪役賦課を豊臣期としておきたい。

次に京都を見よう。ここでは一つ解決されなければならぬ問題がある。がそれを後にまわして結論から述べれば天正期からであった。まず「天部村由緒ノ事」(「雑色要録」)には天正一五年(一五八七)より屋敷地を与えられて「御成敗御用一式、二条御城内御掃除役 且祭裏御庭御掃除小法師役等」を改めて命じられたという。それらは残された文書(天文一三〇慶長一一年までの八通)によってほぼ裏付けられる。一で述べたように一定の地所を有しながら村高二三石余といわれるのは、全体に除地・免除地部分が大きかったからに他ならない。

天部とならんで下級行刑役を勤めたと思われる六条村の場合も、直接的史料を欠くが、やはり同じ時期ではないかと見られる。天正一八年の前田玄以の墨付が、天部・六条「両郷の者中」に宛てられている点や、寛文三年(一六六三)の六条河原への移転で「御給田地」を与えられるが、それは「切懸け番等其外、御役儀相勤申」(「諸式留帳」六頁)給田地であったが、おそらく替地ではなかったかと考えられるからである。

以上検討してきたように中央都市にあっては、皮田町は豊臣政権期に、近世的編成をうけた。言うまでもなく、中世河原者と行刑との関わりは深く、天正六年一二月、摂津

有岡城の荒木村重の妻子らの六条河原での処刑に河原者・青屋敷百人が使われている例をはじめ、その事例は多い。堺、西宮でも穢多は牢番、処刑役に使役させられていた。それらが、除地等の一定の保護を受け、人別改めの上で役負担を課せられるのである。

地方都市に目を移そう。ここでは、きわめて大きな偏差をもった。これら地方の都市政策の本格的展開は、徳川期に入ってからであったからである。早い例としては、慶長五年（一六〇〇）福島正則が団左衛門を宮島市の「盜賊召捕」・番役を命じた例が伝承としてあるが、まず畿内周辺から見よう。

紀州岡島村は、役人村として天正一三年（一五八五）羽柴秀吉から当七郡（実際は口二郡）のおおやの頭を命ぜられ、一町五反の屋敷地を宛行われて、牢番役等を負った。それ以外では畿内近国で近世初頭の実態を示す史料は得られない。摂津風呂谷の場合除地ではなかったが売買を禁止、あるいは強く規制されていたらしく元禄期まで住人のすべてが屋敷所持であった。中期に借家層のないことは不自然なことと思われるからおそらく近世初頭に権力的に屋敷地を設定されたのであろう。

地方領国都市については先に述べた備前、芸州、信州の例がある。それらも早くは豊臣期のものである。

このように見てくるならば皮田町の設定と、下級行刑・末端警察役賦課の基本は豊臣期に都市政策の一環として成立をみたことは明らかで、この点でも徳川政権は豊臣期の賤民政策を踏襲したのである。

2 領内皮田支配と諸賤民統制

皮田町を都市治安の一環として設定するなら、次に改めて検討しなければならぬのは、賤民制の構造との関わり、すなわち、皮田町による領内皮田・皮田村の支配がどうなっていたのか、さらに主として都市に滞留した諸賤民一夙、青屋敷、非人、地方的な藤内、茶筌、ささら一に対して、町皮田が統制を加えたのか否か、という問題である。この場合、これまで見たようには単純ではなく、とくに地域的差異が大きかった。

まず後者から検討しよう。

非人 ①町皮田、あるいはその長である穢多頭の下に統制されないで、まったく別系列の支配を町奉行所等からうけた地帯—京、大坂、堺の中央都市や周辺の平野、兵庫津など。

②町皮田や頭の支配・統制の下に置かれた地帯—江戸の中央都市と史料で確認される限りでは紀州、備前、広島、長州、信濃、東北諸藩。

なぜこのような区別が生じたのであろうか。従来、皮多と非人との関係は、②の江戸を基準にしたため当然とされ、両者の関係を改めて分析した研究はなかったが、近年になっていくつかの立入った検討が行なわれるようになってい⁽³⁾る。皮多頭による非人支配にはいくつかの型が見られるが、一般に、

穢多頭—非人頭—小頭—非人（小屋非人）

非人頭を通しての統制であった。その統制を可能にしたのは、非人は乞食のみを生業とするように強制されており、その乞食の縄張りは、皮田の「勸進場」であり、権利に属していたために、この権利を軸に統制（生殺与奪の権利）されたのである。京や大坂・大和などの畿内では、社会的分業の一定度の進展で勸進権は旦那場権と分離して非人長吏の支配するところとなっていたことが①②の区別を生じさせた根本の原因であった。と同時に主に①の地帯では、非人統制をになう非人頭や長吏が「中世来の由緒正しき非人」であることが不可欠であり、京都悲田院にあっては、そのような系譜・伝統（あるいは長吏権限）を有する者として「与次郎」が指定された。そもそも長吏という語自体が中世非人集団の長の名称であった。いまだ権利は人格と不可分離だったのである。

諸賤民 中世非人の分化の過程が皮田と諸賤民との関係

の一面を規定したのは明らかである。単純化すれば、非人の分化は賤賤—不浄の両極と、権力支配からの距離の二つを基準に進行した。つまり不浄の極に穢多・河原者（この対極に散所・唱門師）が位置し、彼らは諸権利と結びつきを強めることによって、強い権力支配をうけたのである。しかし同時に彼らは、他賤民の支配をも行なっていた。河原者たちからの諸賤民の離脱の動きが長く続いていくのである。両者の関係は、一部は近世にまでもち込まれた。

兵庫津、大和、播磨に見られた皮田支配の夙、雑芸能人に対する皮田あるいは非人の支配（特殊には金沢の藤内による非人支配）なども右のように考えるならば一定の説明をつけることができよう。いずれにせよ、地域や藩領の特殊性をもちながらも、町皮田による領内諸賤民の支配・統制は原理上必要とされ、可能な限り行なわれたのである。

領内皮多 次に町皮田による領内皮田の支配について検討しよう。領内に頭が置かれた藩領ではその支配の強弱を問わないとすれば、領内皮田支配は役負担を通してなされている⁽³⁾。その内実の解明は、弾左衛門以外まったくなされていない。頭の支配内容や収支はわからないが、頭支配が皮革上納（前章3節）と結びついていたことから、皮革業の独占がなされて、いわば頭による領内皮田の経済的収奪が生じていたことは知りうる。信州では文政期に上田藩、松

本藩で皮革取引の自由を要求する頭への運動が起こっているからで、そのような例は紀州でも報告されている。牢番役などの恣意的賦課も含めて、役をテコにした支配・収奪はなされているのである。その支配を支えていたものは弾などの頭が領内皮多に割りふった且那場支配権限であった。且那場権の分与権こそは村皮田、諸賤民、非人層への頭の支配根拠だったのであり、これは幕藩賤民制の支配原理であった。

この点は、頭支配をとっていない畿内近国でも、基本的には同様であったと思われる。ただこの地帯では、各皮多村の自律性が強く、直接的、恣意的な支配・収奪は困難であったと見うるが、原理上は可能なしくみが成立していた。まず町皮田の高い経済力であり、二つには町皮田が領内皮田に割りふった役負担や負担金によってである。京都での負担金(代銀納)は見た通りであるが、領内皮田に負担役や、負担金を割りふる動向は、中後期に一般的になっている。肥後藩では、宝暦四年に一籠に付五匁宛の出銀はかられるし、篠山藩でも享保一七年草場持ちの皮多に下級刑負担が課せられるようになった。

畿内のように中世末に、一定度の分業の発展がみられ、賤民身分制の展開がなされた地帯では、町皮田による領内諸賤民、皮田層への行政的、司法的支配は貫徹したとはい

いがたいものであったが、江戸をはじめとした諸国では、そうした方式が原理的に採用された。畿内では、非人に対しては非人頭による、皮田に対しては近隣一般村による支配体制が基本的人身支配の方式として採られた。皮田の場合、共同体から独立しつつある者達への有効な権力的対応は、それ以外にはありえなかったと言ってもよい。

3 役負担と地子免除

近世後期に、各地で下級刑役負担拒否、あるいは、負担軽減、さらに役撤廃の要求や運動が起こってくるが、そこに彼ら皮田の意識の成長がうかがわれるのである。と同時にこの負担は実際に過大なものであった。表1は宝永五年以前下村家が、各村に課した二条城掃除役の負担一覧であるが、一カ年の総人足数は三八七〇人、一人一匁五分の質負担としておよそ一〇〇両の役負担にのぼった。宝永七年からは五カ村の下で牢屋外番が課せられるが、昼夜番一〇人で三六〇〇人役、この昼夜番を三人役とすれば実に一万八〇〇人役の負担となり、その他に断罪、獄門番などの諸役があったのであるからその負担ははかりがたいものであった。

頭地帯では、頭への抵抗、頭制撤廃運動として起こってくる。上田領の文化三年の「覚」によると、牢番だけで通

表1 二条城掃除負担村々(年不詳)

負担村名	人足数	備考	戸数	人数
村村野路	324	寛文4年から、延宝から18人増 六条村枝郷 六条村枝郷 六条村枝郷 運合野支配 (宝永5)	138	590
部条崎台小	240		180	789
天六川	324		44	233
蓮北九野南	140		46	123
か中小西	160		20	116
瀧柳北東	120			
西撰江山	140			
青	120			
上	160		14	58
島代	360			
い口	160	17	71	
か内川	70	8	35	
津近	36			
城	36	7	27	
江	6	2	7	
山	6	2	15	
科	20			
山科	324			
かか	40			
かか	40			
かか	44			
江	1000			

(諸式留帳21頁)
 註1. 戸数人数は正徳5年
 註2. 北小路までを京都5カ村 九条を入れて6カ村と呼んでいる

常二人で二夜、牢人がある場合、加番、夜番で四人、獄門番一人、その他御用があり一カ年の実際の人数は明らかでないが、その負担増で文化年間小前層の闘いが起こることを思えば、相当なものであったことが知れよう。このような例はいくらでも挙げえよう。

こうした役負担に対する代償はあったのであろうか。それは一方的な負担(一種の貢租)であったのであろうか。下村家の二条城掃除役では、下村家は一〇九石の田地の知行をうけたが、表1の村々は、まったくの負担であったと

表2 弾左衛門役所の収入 (金:両)

450	家別役銀(1軒2匁5分)・職場年貢
25	安房上総、職場運上
42.2	在方上り場、皮代
17	囲内 草屋運上、馬爪運上
42.12	囲内 革荷物、口銀
54	囲内 結髪床、水扱、湯屋、猿飼、地代・上代
630.32	計 (およその集計 弘化年間)

見られる。下村家から手当てがなされた形跡はない。多くの村が屋敷地除地にされている云々という文言がある、この場合屋敷地除地が引当てにされたのであろうか。もともと摂津木津皮田村の場合、

おそらく文禄期から除地であった可能性は高いから、二条城負担のために新たに除地になったのではない。後からつけた理屈としか思えないが、屋敷地除地の代償に役を勤めるといふ観念はあったのかも知れない。

五カ村に課せられた断罪役は、役田地を所持する者が役を負い、そこに小屋掛けする者が出役するという形をとっていた。これらの住人の地子負担の有無は不明だが、役負担にみあったと思われる。

堺の場合も、すでに見たように屋敷地除地と役が一体であった。大坂渡辺村の場合も屋敷地除地と役が不可分なものとしてあったと言えよう。「由来書」では慶長前期の断罪御用は年寄に苗字、帯刀を許し三人扶持御免で勤めさせ、免地は元和六七年の大坂の再スタートの時というので検討の余地はあるもの、おそらく慶長期にあっても役地があったものと推定される。ここでも「首討役人」を右の除地に差置遣⁽¹²⁾（役人村文書三二版三七〇頁）すという方法がとられていた。特殊な地域である東ノ坂町でも「慶長十八年癸丑年御公儀様より右地子米御免許」（文政一二年「内々就御尋申上候」）とあって、屋敷除地をうけている。紀州岡島の場合も、一町五反の役地が与えられた。大和東之坂の「かわた」役は、興福寺との関係で下級行刑ではなかったが、「かわた」役と屋敷地とは一体であった。

っても引きつがれ、下級行刑、皮革統制、郡中皮田、非人支配が命ぜられた。やはりここでも知行と共に屋敷地が宛行われているのを知る。

長州藩では謹慎を解かれ、慶長九年山口の町に仮寓した毛利輝元は、皮屋一八軒を屋敷、畑地を与えて移転し郷中夜廻りを命じた。

今度於山口垣之内ニ御断申屋敷并畠代四拾老枚已来共ニ御除被遣御公儀郷中夜廻役馳走可仕所如件

相嶋作右衛門書判⁽¹³⁾

慶長九年

三月三日

長州藩は正保二年（一六四五）この山口垣之内の吉左衛門に「御兩國（防長二國）長吏皮屋役」を命じて、皮革統制を行なっているが、すでにこの時には萩城下には穢多頭が設定されていた。長州藩では、穢多頭と皮革役をたばねる役とが別個であった。

信濃松本藩でも、かわた棟梁らは享保一一年「口上三而申渡寛」によると、その役は①掃除 ②革役 ③籠屋番 ④火事火消し ⑤町在廻りであった。そして彼らは由緒書によると「長吏共江少々宛除地田畑等被為下置候様ニ取成候而 則五畝歩宛頂戴いたし」といふ。伊賀矢川では、牢番役の代償として、高にして凡そ四石半の畑地が

「公役地」と史料にある。江戸弾左衛門役所の広大な地所が除地であったことは言うまでもないが、その配下の皮田村は弾左衛門役所への種々の負担の代償に何か得るところがあったのであろうか。おそらく旦那場権利がそれに相当するものとみなされていたのであろう。江戸の下級行刑、末端警察役については非人層が実際の人足を出していた。

地方城下町に目を転じよう。備前国守の穢多頭又兵衛は、一定の屋敷、畑地を除地として宛行われていた。藩はこの土地にも年貢を掛けようとしたため、子孫の太左衛門は穢多頭の由緒を述べて宝永五年（一七〇八）従来通りの免除を願い出ている⁽¹⁴⁾。

広島藩では、城下の東西に皮田町が設定され、それぞれ穢多頭が置かれた。東は嘉右衛門を頭にしており、その由緒によると天正一九年広島築城の手伝いをし、小屋地を与えられ三〇〇石の知行を毛利よりうけていた。その後浅野の代でも一〇石三人扶持を宛行われたが温知村から尾長村に移されている。西は平三郎にひきいられた。彼の祖は由緒書によると伍家孫左衛門にあたり、安芸守護武田氏より一〇〇石の知行をうけたという。その後、毛利につかえやはり一〇〇石をうけて広島築城の手伝いをなして小屋地を与えられた。彼もまた沼田郡楠木村から同川田村への移動をされた。東西両皮田町は、慶長五年に入部した福島によ

「御給米代」として先年より下されていると『雑集』にある。

厳密に考えるならば、これらの除地が穢多頭という地位、役務に対して与えられた場合と、京都に見られたように除地に居住する者が行刑役を負担するといったような場合は区別して考察してみることがあろう。さらに行刑役を含む「かわた役」が頭制の下で領内皮田村にも負担を課した場合、弾左衛門下の関東に典型的に見られるこのような役賦課のあり様の下での各々の皮田村の負担と代償の有無は、それはそれとして追求、解明される必要がある。しかし今はそれらについて史料を得ない。

皮田町が基本的に屋敷地を宛行われ、屋敷地子を免除されたことは諸町に共通していた。これは、皮田村が皮田役の代償に百姓役としての夫役、夫錢を免除されたことに対応した措置であった⁽¹⁵⁾。

もちろん「かわた」役がそれ以上の代償（諸特権の結びつきを強めたり、拡大したりすることを含む）を含む場合のあったことは明らかで、紀州で牢番頭を杀若と争った甚四郎が大坂城の掃除役を買って出たり、宝永六年、下村文六の死後牢屋外番を願った五カ村、あるいは後のこととなるが文六の手代であった丸屋小兵衛が享保七年（一七二二）二条城内掃除を願い出た事実⁽¹⁶⁾は、「かわた」役が何ら

かの得分と結びついていたことを示唆するものがある。

4 町自治と下級行刑役

近世権力によって、中世郷村の自治体制が否定されたと同様に、都市自治も否定された。しかしそれらは、換骨奪胎と評されるように単純な否定ではなかった。ギルドの町政掌握や自衛組織の存在、あるいは領国裁判管轄などは当然のこととして否定されたが、民政の多くは自治にゆだねられた。①屋敷所持の確認 ②民事裁判 ③都市公共部分の管轄など町政の主要部分が町民の自治にまかせられていた。町の治安維持もその一部が町「自治」の責任に帰されていたのである。それはある意味では、中世来の都市自治の伝統でもあったのである。近世権力は自検断権を否定しながら、検断費用を町に転嫁したのである。

(1) 中世都市の否定の上に創出された近世都市の場合、中央都市ともいふべき京都、大和、その周辺都市では皮田以外の賤民が下級行刑、警察役の一部をになつていく。京都では、町々が各人の縄取りや警固に当たっていたし、牢番は「丁々髪結」(大阪編年史4巻)が勤めた。と同時に、牢屋番や断罪御用は青屋が負っていた。下村文六死去の後、賤民役務の再編が行なわれたが、その際青屋は代銀納とは言え、牢屋外番負担は最

うな諸都市における賤民の刑事業務は歴史的淵源をそこに求めると言えよう。

このような近世都市の特質から、治安・刑事の負担の一部が都市民に課せられる構造が成立する。畿内の非人制を経済レベルで見れば町抱えであったことは内田の研究で明らかであるが(1)といつても内田の場合は無限定であるが(1)、他の場合はどうであろうか。

兵庫津に命じられた夙への「扶持」は次の通りであった。

従兵庫夙之者ニ為扶持可遺覚

- (1) 一、田島不寄大小ニ老ケ所ニ老把宛に季ニ如先規可遺之事
 - (2) 一、兵庫町中より料足七月ニ貳貫文節季ニ三貫文合五貫文可遺事
 - (3) 一、湯屋中より料足二季に貳百文可遺事
 - (4) 一、風呂屋中右同前之事
 - (5) 一、傾城屋中右同事
 - (6) 一、祝言又無祝言之時ハ上之家□□百文宛とらせ可申□□下之いゝハ違間敷事
 - (7) 一 科人からめ捕候□ハ其科人之身ニ付着物可遺候
刀わきさし其外雑物等人公儀へ上ケ可申事
- 右之表於相背者何時も此方へ可申上候 不届方急度

も多く、かつ切掛役は直接負担した(後六力村)。これらの経過は、青屋が中世来刑吏役にたずさわっていたことを示すものであろう。大和については、少なくとも東之坂は行刑役につかず、夙の系統である北山非人が負った。周辺では、紀州では「あおや」(後に皮田身分になるが)、兵庫津でも夙非人であった。

(2) 新たに設定された地方城下町でも、賤民の分化が充分でなかったと思われる地帯で、一部他賤民の刑吏業務が見られる。金沢では、町中が牢番を勤めると共に、元和二年(一六一六)から囚人縄取り、牢番、刑執行に藤内頭の下で藤内身分の者が従事しているし(藤本「前掲論文」)、出雲では鉢屋が公儀役を分担した。伊勢では、さらさらが刑吏役を負っている。

(3) 新たに設定された中央都市の場合、大坂では市中床髪結仲間が牢番役を勤めた。

単純化して言うならば、中世自治都市では、町が治安維持を行っていたが、やがては町の一部や職種の一部に分担され、ついで賤民が雇い入れられてその負担を町中が行なうようになったと考えられる。しかし、多くは刑吏の採用は領主権力の意向が働いてなされるのであった。大和でも薬師寺門前町の自検断の動きに対立して、薬師寺は夙、非人を下級行刑、警察業務につかせているが、右にみたと

曲事ニ可申付候也

慶長一七年拾月十八日

片市正

巨元(花押)

兵庫町中

ここでもやはり経済的に町抱えといつてよい姿が見られる。この史料では(1)と(2)と(6)、(7)とが分かれる。(7)は、夙の業務の一端が知れる部分であるが、(1)と(2)以下とは同じような扶持の規定でありながら、「如先規」という文言や、(2)以下が町の業種に宛てられながら(1)は「田島」とあるように、いわば町外の村にこそあてはまりそうな内容になっている点でも大きく異なるのである。おそらく中世では、都市といつても兵庫津では農村も含んでおり、それらも負担を負っていたことを示すのであり、同時に慶長一七年の時点で夙の町抱え、町中の負担義務づけが法制的に定まったとみうる。

信州小諸、上田、松本、岩村田藩などの諸藩では、広く一把稲の制が敷かれ(1)といつても元来は慣習的権利且那権であつて、それが近世に入って法制化された)、それは「御牢番に付いて廻り候」ものであることは牢番役が領内百姓負担で維持されていることを示すものである。丹波篠山藩でも享保年間新たに下級行刑役が課せられた際、その負担を領内草場持ちの者が負わされたように、且那場権利

と下級行刑は連動するものであったのかも知れない。そうだとすれば、町の場合、旦那場範囲がほぼ町中であつたろうから、いわば町負担で下級行刑が行なわれていたとも言えよう。

文化二年、風呂谷村内で斃牛馬処理の権利をもつ株持と村中とが対立したが、その時の内容は、「当津御用」と旦那場とを一体のものと前提して、掃除役を勤める村中に株を再配分するか、掃除を含む御用を株持のものに命じるかの対立であつた。やはりここでも、下級行刑を含む役と旦那権利とが連動していたのである。

これらは中後期の、すでに斃牛馬処理権が、かなりの利益を生みはじめた時期の例であるが、近世初頭については今一つ明らかでない。

いずれにせよ、賤民によって町民を監視し、行刑役を課し、断罪役を命じることは、領主権力が都市に打ち込んだ一つのクサビであり、民衆と賤民をたくみに分断し支配する仕組みであつた。そして彼らの生計の一部は町民、領民から支出されたのである。このような機構が都市民の強い反発と、賤民への蔑視を生んだであろうことは言うまでもない。

かくして都市賤民制が成立した。

5 小 括

周知の通り近世皮多村の役負担としては大きく分類して三つのものがあつた。(イ)皮役 (ロ)掃除役 (ハ)下級行刑役(あるいは警察役)がそれであるが、それは史料で得られた諸負担を出来上つたものとして類型を試みたものであつて、七〇年代においては実態解明の導きとなつたパターン化であつたとはいへ、今日の研究水準から再検討を加えるべき地点にさしかかつてはなからうか。たとえば斃牛馬処理役であるが、従来これを特権という側面から分析した研究が圧倒的で、処理を身分特権、身分と不可分な役務として検討する場合でも、その規定から今一步ふみ込んだ理論的展開、あるいは具体分析が見られないのが普通である。そのことは本問題に関する史料を広く、かつ精力的に収集し、全面的に斃牛馬処理の解明に努めてきた前巻一のいくつかの論文を年代的に並べて読んでみるだけでも明らかで、『近世部落史の研究』論文と、今回の『部落史の研究』所収のものとの間にはほとんど理論上の進展・反省は見られない。

筆者がここで含意しているのは斃牛の量的検討(この点ではすでに検討済み)のことではなく、斃牛馬処理制をも包み込んでいる旦那場制というものの制度的・社会的検討

のことであるその端緒は鈴が(木あきら、村崎信夫『近世部落史の研究』上巻所収論文によって与えられているのだが)、今この点を全面的に展開する予定にない。論脈に限定していうならばいったい斃牛馬処理役は(イ)の皮役の一環なのか、それとも(ロ)の掃除役なのかである。この問いを発するだけで三類型が実態把握の一方法にすぎないことが分明とならう。その見地からは処理制の全体像は浮きぼりされないからである。

さて二では先に皮田町の基本的負担を下級行刑役と規定し、それを理論的仮説として、その役を当該都市、町共同体の中に置いて都市賤民制の特質を見ようとした。ここまでは来て、あまりよく整理された節の設定、論のはこびではなかつたことが痛感されるが、筆者の率直な問題意識は右の如くであつた。つまり役問題を深めるためには、第一に身分社会では負担は特権であり、義務は権利である訳だから役はまた同時に身分特権であつたことに着目して、役と不可分であつた独自の領主保護を除地・免地にあるとして追及した。そのことによつて同時に役設定の時期をも明らかにすることができた。第二に役負担である以上それを誰がどのような形態で負うかが問われなければならない。その点をここでは対領主・対町・皮田町内部に分けて検討した。第三に役というものを当該町の構造の中に置いてみてこそ

従来の役負担問題をのりこえる視点が得られるのではないかという考えから町自治との関係、町皮田と領内皮多村との関係を見てきた。

領主権力は下級行刑役を軸に皮多身分の一部を編成し、彼らに対しては実態的には都市賤民としての扱いを行なつた。このことはもはや明らかであらう。ここで問題なのは町との関係である。畿内の一般的な状況としては町と賤民の結びつきは中世以来のものであつたと見うる。町の賤民という実態がなければ町抱えとも見られる体制は生じようがなかつたであらう。そしてそれは多くの場合掃除役であつた。兵庫津でも大坂でも市中の掃除(斃牛馬処理も含む)がなされているし、京都でも二条城の掃除から市中斃牛処理がなされていた。土佐藩藏多頭覚右衛門が町への出入自由を願ひ出た文化六年五月二三日の「乍恐奉願口上覚」には「御門之内穢多共無給を以相動来り申候、先例より御免之訳を以相動来申候」と「御門内所々掃除」を古来は行なつていたと書上げている。つまり多くの場合皮田町は下級行刑役と共に斃牛馬処理も含む掃除役を負つていたのである。

とするならば役負担というものの理論的整理が必要なのは疑う余地がないであらう。これをおもひきつて言つてしまえば領主役と共同体的役に区別して、領主役は共同体的役を基礎にしてその一定の——つまり近世的——編成を

行なうことによつて成立して行くこと、そのことは領主役が基本的に共同体的關係に規定されながら相對的に独自のものであり、それゆゑにひとたび領主役が設定されるならば共同体的役の性格の變化を作り出す、つまり規定し返すという關係が成立して行くのである。二ではこのことを明らかにしようとしたのであるがとも成功したとはいえない。京都の場合、下村家が掃除役(二条城)をテコに近江・山城・摂津にまたがる広域にその負担を課していたこと、紀州の場合も牢番頭は領内に掃除役負担を強いていたのであるが、掃除役は同時に頭制とも連動する構造になっていたものと見うる。すでに行論で指摘したことであるが、旦那場制の分与というシステム原理を貫徹しようとすれば頭支配はそれにふさわしい形態であつたからである。このような点も含めて整理することは今後の課題である。

- (1) 森杉夫『前掲書』出典
- (2) 役職免除の時期が明らかでないが、早いところ寛文期以降には役負担の身分制度上の意義は変容しはじめるため、このようなことはありえた。諸例や分析は『兵庫の部落史』四四八頁以下参照
- (3) 藤木喜一郎「大阪町奉行管下に於ける司法警察制度について」『創立七〇周年関西学院大学 文学部記念論文集』のち

- (11) 万羽正朋「上田領における『えた』訴訟事件(一)」『信濃』一七卷一一号二頁
- (12) 乍恐奉申上候 東之坂町文書『奈良県同和事業史』四五六頁
- (13) 撮要録 人見彰彦氏の提供をうけた。
- (14) 『知新集』(一八二二年成立) 所収由緒書『新修広島市史』第6巻所収 橋本敬「芸備の被差別部落」『史的研究』下巻を参照した
- (15) 『防長風土注進案』
- (16) 万羽正朋「松本藩『えた』關係史料について」『信濃』第19巻2号所収の横内家文書
- (17) 夫役・夫米の免除については『兵庫の部落史』二二二頁以下を参照
- (18) 藤本清二郎「前掲論文」
- (19) 「諸式留帳」(『日本庶民生活史料集成』14) 六〇頁
- (20) 脇田修「近世都市の建設と豪商」『岩波講座日本歴史』9巻。都市論については多く脇田論文(本論以外では『近世封建制成立史論』など)を参照した。
- (21) 三重部落史研究会「地域における部落史研究の課題」『部落問題研究』No.60
- (22) 三浦圭一「中世後期の賤民の存在形態」『研究』一〇二頁以下
- (23) 『岡方文書』第一巻一号神戸市教育委員会刊 頭の番号は引用者が付したものと

- 同氏「江戸時代史論」(一九六〇 平安書院) 所収
- (4) 『明治十二年調 大阪市南区寺院明細帳』中西義雄「前掲論文」(一章註2) 重引
- (5) 『立入左京亮宗継入道隆佐記』前掲『兵庫の部落史』一三七頁以下参照
- (6) フロイス『日本史』中央公論社版四巻 『兵庫の部落史』二二八頁以下
- (7) 由緒写『廿日市町史・資料編II』『広島県史・古代中世編III』藤本清二郎「幕藩制と部落差別」『講座日本近世史』3『有斐閣重刊』本論文は近世賤民制の確立過程に都市論を導入した唯一の論文といつてよい。
- (8) 出典や詳細が不明なものも含めて『部落の歴史と解放運動』(部落問題研究所)には戦国以来の城下町として駿河、会津若松、米沢、その他高岡、名古屋などの例が紹介されている。八〇頁以下
- (9) 峯岸賢太郎「江戸における『非人』支配の確立」『人文学報』No.114 内田九州男「近世非人論」前掲『研究』 布引敏雄「長州藩部落解放史研究」(三書房) 一二四頁以下、近世非人論については別稿を用意したいと考えている。
- (10) 町皮田あるいは頭による諸賤民・皮田統制は歴史的には後退の方向にむかうのであって、頭制を敷かれた備前でも元禄期には目明し支配にかわるし、京都では宝永五年下村家は断絶する。非人の支配離脱も一般的となり、夙も同様である。ここで述べているのは近世初頭の原理であり、政策基調である
- (24) 「口上書」弘化三年 上田市田中家文書 万羽正朋論文「信濃」12巻7号五四頁
- (25) 「乍恐口上」浄福寺文書

人種差別撤廃条約の 早期批准のために

B 6判 172頁 定価 700円

もくじ

- ・人権の国際的保護と人種差別撤廃条約……金 東勲
- ・国連と人権……斎藤恵彦
- ・人種差別撤廃条約の批准運動をまきおこそう ……友永健三
- ・資料(人種差別撤廃条約、ILO111号条約、マスメディア宣言他)

社団法人 部落解放研究所

〒556
大阪市浪速区久保吉1-6-12
電話 (06) 568-1300

三 皮田町の内部構成

二章にわたって皮多村と異なる、あるいは対置しうる皮田町という概念を構成するために、まず若干の仮説的指標を現実の皮多集落とその史料の矛盾に分け入って析出し、ひとたび得られた指標を軸に皮田町を剔出するという作業から出発した。けれども仮説も検証も良質のまとまった史料の不足という決定的制約と筆者の理論能力ゆえに説得力のあるものにならなかったのではないかとおそれる。あるいは新たな問題提起を浮きぼりにするために多様な歴史的現実を単直かつ一面的に再構成してしまっただけではないかとも思われる。がそれは今は措こう。

前の二章で明らかにした事柄はなお仮説の域を出ないものである。どのような概念規定も歴史的現実を豊かに、事実即して見てみることを可能たらしめる分析装置である訳だから、皮田町という概念区分を皮多村との対比で試みるこの意味が明らかにされなければならないからである。そこで三では皮多村と対置される皮田町の独自性を共同体の役職、人口、住民構成にわけて考察する。これら三点が指標として選ばれたのはもっぱら史料の制約によるのであって、本来ならば権力論としての支配体系、社会関係としての旦那場制、ならびに経済システム（収取形態か

ら職能構造まで）の諸レベルで検討をうけるべきものである。近日にもこの点での新史料を発掘し整理を試みることを約しておきたい。

が、しかし役職問題は支配体系の一部を構成しているし、人口こそはすべての出発点であり到達点でもあるという大文字の社会問題というだけでなく狭義の社会関係の問題でもあったし、住民構成の問題は主に経済と密接に関連しているといえよう。それぞれが一構成部分という限りでは不十分なものにすぎないが、皮田町の、皮多村と異なる特質を浮きぼりにするには以下に論述する如く好個なものなのである。

1 皮田町の役職制

すでに述べたように皮田町の役人は世襲制で、複数の年寄役による支配を原理とした。枝郷支配を基本にする皮田村でも、通常、庄屋役を欠き年寄、組頭支配がなされているが、年寄はおおむね一人で、それはもちろん世襲ではなかった。皮田村が基本的に庄屋職を欠く枝郷支配であったように、皮田町の場合も役職制に町人身分と異なる特質が見られた。大坂を例にとれば世襲の惣年寄の下に各町ごとに一名づつ町で選任された町年寄が位置づいていたが、皮多村は世襲の複数町年寄があり、それは原則的には町奉行

の直接支配におかれたのである。

大坂渡辺村の年寄は二名で、代々（松尾）ふんこ屋喜左衛門、さぬき屋仁兵衛が勤めている。もともと安永三年の小使たご一件の際の渡辺村年寄二名の願状には、「先年」は村方丁数六丁で二二人の年寄があったが困窮のため退役して、今に二人となったとあるので、これを信ずるとすれば和漢皮問屋の免許を許された二二人の間屋が年寄役であったものと考えられる。文政五年（一七八五）「御用繁多」で願い出て増員が認められ、各町一人で六名の年寄支配となった（「由来書」）。

京都の場合、寛政元年の史料では、表3の年寄数があった。京都市中五カ村（後九条も含んで六カ村）の場合、組合町とも言える合議制がとられていたこと、蓮台野、北小路、九条が六条村の枝郷であったことなどから、年寄役が一名になつてゐる。しかし、たとえば川崎村年寄次右衛門一徳が慶安元年（一六四八）に死亡した時、やはり同名で次右衛門順西が跡を襲っているように（「諸式留帳」七頁）一人であっても世襲制であった。明治二〇年から起筆された旧六条村などの沿革を調査した『町村沿革取調書草稿』の五条「村役人兼任」の項には、

一、七條（六条）、七條裏（水車）、八條上（元銭座跡村）、小稲荷（六条大西組）等ハ、特別ノ地ニシテ兼任

表3 京都五カ村役人

				備考
		年寄	手下	
天六川蓮台北小路	部条崎野	4	55	六条枝郷支配 六条枝郷支配
	3	60		
	1	29		
	1	14		
	1	16		

（寛政1）
ナシ
あるいは、四条に「右年寄ハ家格ニシテ年寄ナシ」と、その事情が記されている。

これらの皮田町の年寄数は『諸式留帳』に拠る限り、とくに頭村とも言える天部、六条村の年寄数には「往古より…年寄三人として」（一五五頁）とあるものの、年代によって変動が見られる。けれども天部の儀兵衛、佐兵衛、六条の嘉兵衛、九左衛門（三右衛門）は替っていないようだ。

大和東之坂町では年寄役は、元禄一五年で三名、勤兵衛、甚右衛門、彦兵衛で、当主の名に変更はあるものの、この三家が代々の年寄役を勤めている。因みに天保五年の年寄は甚右衛門、善兵衛、徳兵衛であった。兵庫津風呂谷では年寄は二三人で内新兵衛と三右衛門は、代々の年寄役であった（浄福寺文書）。兵庫津の今一つの皮田集落であった糸木については、まったく史料がなく、町としてよいか不明であるが、寛政五年の史料では風呂谷と同様に、半右衛門、長右衛門の二名が「肝煮」（この史料では風呂

谷村年寄も肝煎と書かれている)として署名しているの
で、おそらく皮田町としてよいのではないかと思われる。³⁾
堺塩六村の年寄は、宝暦十一年(一七六一)で長左衛門と
政治郎の二人、その後は一人年寄の下に穢多小頭が置かれ
ている。

では、これらの世襲複数年寄制は、いつ頃に設けられた
のであろうか。大坂渡辺村年寄達の願状では「寛永年中」
と言う。京都六条村では、当初は支配人藤重郎に率いられ
て、その下で行刑役を負っていた。彼は「六条村御役田地
支配人」(「諸式留帳」六頁)と記されているが、彼と年
寄役との関係は明瞭でない。六条村年寄嘉兵衛が名をみせ
るのは、六条河原に移った寛文三年、役田地が北半分をこ
の嘉兵衛、南半分が天部与兵衛、大坂渡辺村手代七兵衛両
名の支配になった替地の際で、藤重郎は元の稲荷町から動
かなかった。が彼は、この辺の実力者であつたらしく、九
条の役田地の請人(寛文九年)になつたりしている。この
ことは、当時の年寄達が一定の財と実力を持つ者で構成さ
れていたであろうことを示唆させる。六条年寄達は自らを
「断罪役年寄」(二〇頁)と言っており、この断罪役と御役
田地が一体であつたことは、先に見た通りであるから、こ
の村の年寄役は寛文三年の移転に設定されたと見てよい。
次に六条と並ぶ天部であるが、ここではすでに元和寛永

表4 役人に対する手当

村名	手当の内訳
本郷	庄屋二人に領主より玄米6石200合88 年寄には同2石
七条	居住人の地料を以て渡す(年寄役に対してか?) 市中雪駄直しの者から「箱代銭」(『留帳』107頁) 組頭 自己の地料を給料の代り
七条裏	地頭妙法院宮より1カ年玄米2斗 持場町より1カ月3貫文(勤進か?) 東本願寺境内64町より若干 これら小屋頭の手当
八条上	支配人地料1坪に付1升4合づつ集め領主には 定規貢米(30石)を納め残り給料 地所家屋売買:結婚村入など収入 組頭手当
小稲荷	住居人の尿を以てあてる 地所家屋売買、結婚村入などの収入支配人の手当 勤進(能、芝居、相撲)収入 年寄得益

出典『柳原町史』他

三人扶持が与えられたというが、その後どうなつたか分ら
ない。享保一六年(一七三一)からは市中辻々に小便たご
を設置し、その尿の売却で年寄役の助成にあてた。当初は
木津村に貸家を作り、その家賃を助成にあててる計画がたて
られたが、木津村の家主の反対で遂に実現せず、小便たご
の設置になつたのであつた。しかしこの利は大きく、利権と
差別がからんで、度々の争いが生起している。安永五年、
江戸町人が往来諸々の小便たご設置を願い出、これに渡辺
村が反対した際の文書によると、最近五カ年間の平均は、
年一七貫二〇〇目の銀高であつた。これを控目な報告と見
るなら、実態はいよいよ大きな益金であつたといえよう。
助成の根拠を渡辺村年寄は「私共儀は三郷町年寄とは違候
て居丁掛り用斗にては無御座数ヶ条の御役相動候私共儀
故」(三一版三七九頁)としていた。なお京都では「市中
辻小路ニ小便桶ヲ置」(『京都府史料』)いてその利益を
得ていたのは悲田院であつた。

皮田村は、枝郷支配によって本村庄屋の兼帯支配という
形態を基本としたが、皮田町の場合はどうであらうか。渡
辺村や、六条、天部については他町同様の役人があり、そ
の限りでは自律性をもっていた。しかし、京都の蓮合野、
北小路、九条は六条村の枝郷として、年寄役の交替でも、
例えば享保八年(一七二三)北小路村の新年寄新五郎は、

期に二名の年寄役が定まっていた。⁴⁾

次に、これらの年寄に対しては、かなりの手当が役所か
ら支出されている。表4は、『柳原町史』から書抜いて一
覧したものであるが、総額は知りえないものの、相当のも
のであつたと見うる。渡辺村の場合、当初は苗字、帯刀、

「惣中相談之上、其元親郷へ願申年寄ニ自立申候」と六条
村におもむいている。六条の認知が必要だったのである。
風呂谷の場合、宇治野村庄屋の、いわば兼帯支配をうけて
いた。糸木の場合も長田村支配であつた。堺塩穴の場合
も、近世後期には本村の兼帯支配に属していたらしい。伊
賀矢川の同様の例はすでに紹介した。しかし東之坂町の場
合は、渡辺村同様、同村の年寄支配が続いている。大坂平野
の場合、初頭の状況は不明だが皮田頭支配の方式から安政
期には「穢多年寄共」という複数年寄支配の方式になつて
いた。もちろんその場合でも、六条村がそうであつたよう
に本村支配を受けている。

以上問題を専ら七〇年代に解明の進んだ(といつても皮
多村の村役職制についてそれを正面から俎上にのぼせた論
考がある訳でもなく、なお部分的といわなければならぬ
のだが)皮多村の役職制と異なる点を中心に諸事実を拾っ
てきたのであるが、そのためにかえって皮田町を当該都市
社会の構造の下に置いて考察するという視角が稀薄になつ
てしまった。しかしこの点を改めてほり下げるには準備も
なく、何よりも史料を欠く。課題としておく他ない。ただ
一点のみ指摘しておけば、皮田町役人への手当の形態が且
那場制に基づくものであつた点である。京都『柳原町史』
のいう「持場町」(七条裏)「勤進収入」(小稲荷)、大

坂渡辺村の市中仕々の小便たごなどの収入形態は旦那場制の現実化した姿に他ならなかった。そしてまた旦那場制は昨今はやりの社会史風になら皮田町構成員と当該都市民との「つきありの形」を規定している「場」であり社会システムであった。

たとえば興行支配である。渡辺村は寛延四年(一七五二)三月大蔵大夫能礼を渡してくれないと町奉行所に訴え出ているが、そこには「私共往古より勸進能并狂言尽有之候節毎日札拾式枚宛請取来候」(『役人村文書』三一版三六九頁)と述べられている。京都でも興行の際には十分一銭と呼ばれる樽銭が徴収されている。たとえば寛保二年正月の芝居では一貫二〇〇文の銭がとられている。洛中洛外では皮田町五カ町が地域割で取っていたらしく右の場合は、此割六〇〇文天部、川崎へ相渡……銭三〇〇文千本与次兵衛(蓮合野年寄)方へ……同三〇〇文は六条村年寄三人 内百五〇文与三兵衛分九町丁重郎兵衛へわたし候と分割している(『留帳』三一版一五六頁)。このような旦那場制を通じて皮田町と町人との日常的交流が実現していたのである。

2 皮田町の人口動態

四千人になり、さらに落込んでくる。

次に史料が得られるのは堺塩穴である。ここでは一貫した増加といつてよく、一八世紀末になつてからの増加率が著しい。

表6 堺塩穴村人口

	戸数	人口	指標
1695 (元禄 8)	40	185	20
1701 (元禄14)	48	216	23
1717 (享保 2)	61	285	31
1728 (享保13)	67	354	38
1747 (延享 4)	89	425	46
1757 (宝暦 7)	96	459	50
1781 (天明 1)	132	572	62
1790 (寛政 2)	135	547	60
1813 (文化10)	182	798	87
天保期	237	909	100

天保を100とした人口の指数

その他の皮田町については、系統的な史料を得ないが、断片的な史料をつないで一覧したのが表7である。これらは断片的であると共に、性格の異なる史料からの引用もあって正確を期しがたいのであるが、先の大坂、堺の場合と違った傾向が感得されるのである。

京都六条村については一八世紀前半の、しかも若干史料の性格の異なる数値しか判明しない。京都の場合、年寄が役地を受け、そこに住居する者を手下として役を負ったので、人数の把握も、時には役田地別の、ある時は丁の、または役負担者の数値になつているなど、表わされる数値に

今日、皮田村の人口増が、基本的に自然増であったことは明らかにされている。では皮田村と対比してみた場合の皮田町の人口動態はどうであろうか。まず概略の動向から見ていこう。

比較的長期間の人口動態を知りうるのは渡辺村である。しかしその人口は、江戸時代移転につぐ移転の後定着した時点(元禄一年からのもの)である。表5にする限りでは、天保三年をピークに、それ以前は一貫した増加になつている。宝暦六年以後は『大阪市史』によって毎年的人口を知ることができるが、それによると、ほとんど毎年の増で、寛政四年から四千人台、文政一二年から四五〇〇人台になり、天保七年までで五千に六人不足、しかし八年からは四二〇〇人台におち込んでいる。さらには安政五年には

表5 大坂渡辺村人口

1692 (元禄 5)	840	16
1713 (正徳 3)	2,341	45
1750 (寛延 3)	3,158	61
1756 (宝暦 6)	3,370	65
1766 (明和 2)	3,590	70
1780 (安永 9)	3,686	71
1790 (寛政 2)	3,978	77
1800 (寛政12)	4,423	86
1815 (文化12)	4,562	89
1830 (天保 1)	4,980	97
1832 (天保 3)	5,122	100
1845 (弘化 2)	4,548	88
1859 (安政 6)	4,000	78

天保3年5,122を100として指標を作成。出典『大阪市史』

変動があった。京都山城については、洛北一カ村の場合、表8の史料が得られる。この三時点の人数が同一の対象によるのかどうかは明らかでないが、同一と見るなら増加が確認される。町中の五、あるいは六カ村の人数の推移を知る史料は得られない。

奈良東之坂の場合、性格の異なる史料をつないだためでもあるが不可解な数値が得られる。まず寛永一年(一六三四)について『松操録』(大正四年編纂史料集全四巻)に次のような筆写文書が収められている。

- 御公役地御改之覚
- 一、役家五軒 坂上村
- 此米三石八斗八升九合
- 右屋敷地子米御免許也
- 一、八反八畝式拾四歩式厘
- 一、役家五軒
- 一、竈数六拾五軒
- 家持 三十六軒
- 明家 七軒
- 借家 廿八軒
- 番小屋七軒

寛永拾壹年 戊辰 七月改 甚右衛門

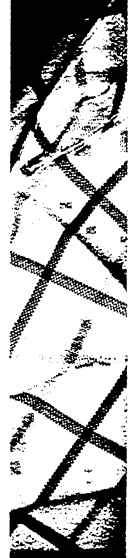


表7 皮田町の人口推移

		戸数	人数
岡島村	1782 (天明 2)	188	1,446 1,521 (8才以上) 2,324
	1802 (享和 2)		
	1803 (享和 3)		
	1839 (天保10)		
六条村	1704 (宝永 1)	168	728 789 526 636 959
	1715 (正徳 5)		
	1721 (享保 6)		
	1732 (享保17)		
	1744 (延享 1)		
風呂谷	1691 (元禄 4)	28 45 59 269	217 280
	1701 (元禄14)		
	1799 (寛政11)		
	1871 (明治 4)		
糸木村	1691 (元禄 4)	12 15 33 85	70 104
	1701 (元禄14)		
	1769 (明和 6)		
	1868 (明治 1)		
東之坂	1634 (寛永11)	65 18 18 19 17 26 54 66 66 66	78 54 267 (難没人数書上げ)
	1643 (寛永20)		
	1689 (元禄 2)		
	1695 (元禄 8)		
	1724 (享保 9)		
	1785 (天明 5)		
	1829 (文政12)		
	1835 (天保 6)		
	1837 (天保 8)		

にとどまる。

皮多役を負う本家が五軒あること、それは八反八畝余歩あり屋敷地子免除地であったこと(他の史料から慶長一八年と思われる)、家数は六五軒、うち明屋が七軒あったので五八軒が実数であったこと、などを知らうる。次に寛永二〇年の「五人組」書上げになると甚右衛門他年寄三家を含めて一八軒の記載があるのみでこれを文字通り信ずると

これらの数値全体を信ずるとするならばこれをどのよう
に矛盾なく説明するかが求められるのであるが、今は事実
の提示にとどめておくことにしたい。一八世紀中期以後の
人口増は史料でも確認される。なお奈良市中には東之坂町
と並んでというよりもむしろ東之坂よりも「奈良町中南北

表8 京都皮田の人数

	人数	内訳
1707 (宝永 4)	1,721	男 902
1715 (正徳 5)	2,064	男 1,084
1730 (享保15)	2,805	男 1,427

宝永は京雑色記録・正徳は大概覚書・享保は月靈見聞集著22による

無差別西在迄自由ニ稼仕」(天保五「乍恐願上奉候」旧東之坂町文書)る西之坂という皮田町が存在したが人口も含めてほとんど史料を得ない。
風呂谷・糸木・岡島の場合、戸数、人数共に増加している。風呂谷の場合、明治四年のものは職業を有する者の数であるから、人数がそれ以上あったことは明らかである。一貫した増加と言ってよいであろう。
地方城下町では高田城下のものが知られるがここでも人口は増加の傾向をたどっている。

に転じるが、一七六五年をピーク(四二万弱)に下降しはじめ、幕末には三〇万にまでおち込んでいる。堺の場合

次にこれらの皮田町の人口動態と、その町全体の動向との関わりを見てみよう。大坂三郷の人口動態は、近世初頭前期には、秀吉の城下町集住政策、大坂誼刃町の法制上の村化、大坂の変以後も続いた建築ブームによる労働力集中によって四〇万を超えていた。それが一七世紀中葉には激減し、後期から一八世紀中期まで、ほぼ一貫した増

表9 高田城下皮田村

	(人)
1741 (寛保 1)	776
1740 (天保11)	777
1869 (明治 2)	1,060

は、一七世紀中期に最大の人口(七万弱)を示すが、以後は下降し、元禄期に若干増加するものの、以後は下降にむかっていて、安政六年では四万を割っている。京都では寛永一年に四一万の洛中人口があり、それは一七世紀後期にはやはり激減し、天和三年で二七万になっている。

諸都市の人口動向と皮田町の動向とを比較するならば、大坂、堺では都市人口の停滞期にも皮田、町の一貫した増加がみうけられることと京都では都市人口の停滞と皮田町の停滞とは対応していること、越後高田では、延宝八年二万一〇〇〇であった町方人口は元禄一年一万七〇〇〇、その後天保一四年まで二万台に回復しなかったように停滞的であり、皮田町の場合もこれと同様であったが、その後明治初年には皮田町の人口増を見ていること、等を知ることができる。これを要するに、農村の皮田村がこれまで知られる限り一貫した増加をとげているのに比して、皮田町の人口動向には当該都市の経済動向や当該地域の状況に規定されて多様さが見られるのである。

右に見たことは、皮田町の人口動態が、都市経済の伸長と直接的関連を有していることを示唆している。皮田村の

すれば一〇年ほどの間に四〇軒ほどが消滅してしまっていることになる。ところが別の史料では「寛永貳拾年ニハ戸数七拾戸也」(『松操録』)とあり、これまた大きく矛盾をきたすのである。以後表7で示したように「五人組」書上げ系統の史料が続きようやく享保九年になって「宗門改帳」が得られるようになるがこれも数値は「五人組」帳の書上げに等しく、一軒ごとの詳細なものでありながら一七軒(内借家六軒)七八人

人口動態にあっても社会的要因が作動していることは明らかだが、直接的なものではなく、その間にはいくつかの要因が媒介されていた。つまり皮田町の人口動向は、流入、移出によるところが大きなものであり、皮田村では社会的規制もあって、ほぼ自然性的な、分家、絶家、出生、死亡による動向が主たる面だったのである。

享保一六年（一七三一）十一月、天部村源左衛門、六条村与三兵衛の両年寄は奉行所に対して、錢座跡に村をつくりたいと願ひ出た。その地は錢座跡で、銅気が多くて作物もできず、六条村などが近くにあるために、誰も開墾を願ひ出るものもない地であった。即刻許され、住宅地として七〇三六坪余、年貢高玄米三〇石分を相場で銀納することになった。北半分が天部村領、南が六条村分、この時には持家四〇余戸、借家八〇戸であった。しかしその後、人口増加の一途をたどり、天明二年（一七八二）には持家一五〇、借家一五〇余戸と、三倍近くにまでふくれあがり、そのことも関わって牢屋敷外番役人夫の割付けをめぐって、他四カ村と争論になっている。その際に、四カ村が西役所に願ひ出た「口上書」（『柳原町史』二九七頁）によると、この間の人口増は

夫より以来追々家数一家増ニ 遠国近国ノ穢多百姓入
込住居仕当時五百軒余モ有之

以上見てきた如く、皮田町の人口動態を規定していた一つの大きな要因は、流入、移出であり、この点で皮田村の人口動態と基本的に異なっていた。

3 住民構成の特徴

東之坂町民が隣村川上領に年貢地を得て、居住するといふ事態が広がった時、住居の取りこわしを川上村役人ではなく、それと無関係な西之坂町役人が訴え出したのは次のような事情があったからであった。先に引いた文政一二年（一八二九）の「覚」は、続いて「履物商直職之者多く相成西之坂支障に相成候」と述べていて、移入した者達が、最も簡単で手近かな履物商、直職に従事し、それが従来から奈良町で同職を営む者の多い西之坂を圧迫することになったのである。

彼らはいわば「樺手振」層に比定される者達で、多くは借家人であった。農村にあって高持と無高、水呑が基本的に区別されたように、都市では家持と借家人が住民構成上の基本的区分であった。この点は皮田村でも皮田町でも基本的に同様の意味をもった。農村にあって皮多村が持高に對するものとしての百姓公役たる夫役、夫米を免除あるいは賦課されなかったように、都市にあっては皮田町は屋敷、持ち家を基本とする町人の町役、地子を免除されるのを基

とあって、明らかに流入による増加と述べている。

奈良東之坂の場合にも、事情は同じであった。文政九年（一八二六）七月、西之坂町役人は、東之坂町の者共が川上村年貢地を借りうけたり、買ったりして家を建てているとして、その取りこわしを訴え出た。その際の関係文書によると、川上村に家を持ち居住している者は七名であるが、このように除地以外の地に居住地が広がるのは人口増のためであり、しかもそれは、

是迄所々方々より引越來候者数多有之 川上領年貢地
借請家建致自然人数相増候

とあるように、やはり流入によるものであった。

ところで、表7所収の東之坂町の人口は、享保までほとんど増加がなかったが、右と同じ性格の事件は、享保一〇年（一七二五）にも起こっており、その際の「覚」には、「其上御年貢地ニ立物立置候者庄右衛門老人ならてハ無御座候ニ付」（『奈良県同和事業史』四三七頁）とある。この「覚」を信するならば、表7に示された数値が嘘であるか、享保九年以後に急激な人口増が始まったことになる。大坂渡辺村の場合、新町が流入による増加であったことはすでに指摘した。岡島村については渡辺は流入増とす。風呂谷の明治四年戸籍でも寛政期から急速な流入が始まっていることが知れる。

本とした。そこで皮田町の住民構成をまず家持、借家の別から見ていこう。

表10は、今日までに明らかにしうる一覽であるが、渡辺村のそれを知り得ないが、一般に借家層の比率は高い。渡辺村でも八軒町、七瀬新田には流入者の借家がひしめき、それでも不足して寛延四年（一七五二）には七瀬新田に三〇戸一棟の借家が公儀の手で建てられたほどであったから、やはり借家層の比率が高かったことを推測しうる。表10中、同一皮田町で比率の推移を知りうるのは六条、錢座跡村、塩穴、東之坂であるが、この内六条は同一性格の史料ではないので除外すると、塩穴、東之坂のいずれとも借家人の比率は高くなり、錢座跡村では若干低くなっている。跡村でも、借家そのものは半世紀で、約倍になっている。

町自治は、わけても近世初頭前期では持家層によって運営されていて、借家層は除外されていたように、基本的に皮田町でも同様であったろう。あるいは先に見た東之坂町の不可解な数値はこのことと関連するのかもしれない。けれどもここで重要なことは皮多村が農村にあり、実態的に百姓村でありながら、彼らは百姓身分でなかったように、皮田町住民も都市構造の一部を事実として構成しながら、身分制としてみればやはり彼らも町人ではなかったこ

とであろう。そこに身分制の矛盾は胚胎していた。実態として同一といつても、しかし、やはり特質はあった。何よ

表10 皮田町の家持、借家区分

	家持	借家(%)	年代	備考
六条	39 84	129(76.7) 96(53.3)	宝永1 正徳5	手下役人家々借家人
錢座跡村	40余 150	80(66.7) 150余(50)	享保16 天明2	
蓮台郷	14	32(69.6)		
北小路	15	5(25)		
塩穴	22 33 129	26(54.2) 56(62.9) 108(45.6)	元禄14 延享4 天保年間	
東之坂	36 11 37	28(43.8) 6(35.3) 29(43.9)	寛永11 享保9 天明6	
風呂谷村	109	160(59.5)	明治4	家持の内15は借地
岡島村	177	111(38.5)	天明8	
伊賀矢川村	83	54(39.4)	明治5	家持の内53は借地

りも旦那場制を媒介にした支配、生業構造になっていたのである。この点を典型的に示しているのは奈良東之坂の場合である。

東之坂では、五名の座衆と、それ以外の非衆という階層構成があった。座衆は①奈良町相手の綱貫(皮革の浅沓)売場の権利 ②非人上米の徴収、つまり非人支配権限 ③「皮浄めの義ハ我等進退にて御座候」(東之坂文書『奈良県同和事業史』四二六頁)というように死鹿処理権 ④惣道場の運営 ⑤座衆でなければ年寄役にはなれないし、座衆が年寄役を差配するという町政上、経済上の絶大の権限が付されていた。もちろん延宝の一件は、このような閉鎖的な座支配に対して下からのつきあげがあったことを示し、「先年座衆之改」があったこと、「村々内た連二而も座入ヲ致」すことが述べられているのであるが座による村中の支配が中世来から続いているのである。

他の皮田町については、東之坂ほどのまとまった史料を得ないが紀州での座中と平の区別(註)京都五カ村の年寄合議支配にも旦那場権との関わりが存した。風呂谷村でも治右衛門、新兵衛の両一門が村政をにぎっていたが、彼らはまた贅牛馬処理、皮革業の特権を有していた。

次に、皮田町の住民構成上の特徴を立入って見ようとするれば職業構成の特徴を析出するという方向にむかわざるを

えない。この点ではまず日稼、日雇層と皮革、皮革関連業(とくに雪駄売り、直し)の職業比率がきわめて高い点を挙げなければならない。皮田町の初頭(前期)の職業構成を知りうるものではなく、東之坂の享保九年「宗門改帳」がごく早い時期に属するといえよう。借家層の職業が記されていないが、それによると一七軒の内、家持ちが一軒で、皮屋四(下人三、借家人三軒九人)、草履屋三(下人なし)、青屋二(下人六、借家人一軒四人)、太鼓屋(下人二、借家人一軒三人)、雪踏屋一(下人なし)と、青屋二軒を除く九軒がいずれも皮革、皮革関連業者であった。

大坂渡辺村の皮問屋が諸国に前貸資本を投入していたこと、全国の皮革事業が領国での革需要に應える面と同時に渡辺村への求心的構造になっていたことは周知のことである。原皮集積の優位さ(後期には一〇万枚)だけでなく、皮加工(鞣職)についても播磨高木、摂津火打などの高い技術をほぼ独占していた。渡辺村の職業構成は不明だが、皮問屋は近世初頭には一二軒の大問屋があった他は、正確な数は分からない。天明で百余名、天保年間で二百名の專業者という(『西浜町の沿革と産業』)。それに比して加工業の方は、元文三年(一七三八)で四〇余人の革細工問屋の下に細工職人が四〇〇人あったことが史料に見える。彼らは定められた年二回に市中の公儀橋九カ所の橋台で雪

踏、こんこう、綱貫の販売を行っていたのである。市中問屋に納める他はこの二回の販売のために一年間細工に勤めたのである。もちろん雪踏直しの者はこの他に相当数いて日々市中に出ていた。

堺塩穴の職業構成の史料も得ないが、安永四年(一七七五)塩穴と南王子村の雪踏直し同士が大津村で争った事件から塩穴でも雪踏業・直し業が行なわれていたのを知る。

京都での皮革業については六条の移転の際に皮張場や晒場が定められていたように当初は、かなりの加工業を営んでいたであろう。滝沢馬琴の『霧旅漫録』の大坂市中の総評に、

雪踏をつるものは穢多にて 橋詰に祇店あり 素人の店に雪踏なし(中略)京もこれに同じ

とあって京都でも雪踏が町皮田の手で細工、商いされていた。

少し長くなるが『京都柳原町史』を引用する。

七条裏

一、非人小屋ナレハ職業ナシ、袖乞等ニテ棲息ス

八条、七条郷、小稻荷

一、七条郷ハ天正以後・八条上ハ享保年間・小稻荷ハ天

保年間以後旧職職ヲ以テ生活ス(中略)

(旧草荷)

小稲荷
 一、本村ハ天保時代開墾以來皮革商及、上雪踏・下駄・沓・履物表等ヲ以テ生活ス。特有物産山獺・小獺・船乗等無之(中略)

七条郷

角ナ雪踏アリ 竹皮草履 二条御城番掃除人夫其際ニ之ヲ作ル

とある。彼らの多くは履物売り、直して渡世していたのである。天明二年の史料にも「私共五箇村手下ノモノ共四足革商売雪踏屋并下職雪踏直仕候モノ共斗ニテ身貧ニ渡世仕居候」(『柳原町史』三二版二九八頁)とあった。寛保二年(一七四二)一月二四日夜四ツすぎ大官通りで錢座与兵衛は酒によいつぶれていて町から六条年寄に引取り方を命じた。彼は「京廻りの穢多」(『諸式留帳』三二版一六五頁)雪踏売りであった。また延享四年大晦日(一七四七)堀川さら木町で見世出しの雪踏売りである北小路の者が武士に乱暴をうけている。享保八年(一七二三)一月には五条東橋詰で七月・一二月に雪踏を売見世で販売してよいことになった(『留帳』七三〜四頁)。

畿内周辺、地方領国都市でも皮革事業、皮革関連業の比率、及び下職、日雇、日稼雇の比率は高い。幕末の史料とされる年不詳の紀州岡島村の職業構成は、皮類職が三〇余人、雪踏細工人が五〇〇余人、農日雇一五〇、農業六〇余

人という内訳であった。⁽¹⁵⁾「岡島村の穢多は男子は木履雪踏直しを職とし日々市中を巡」(『南紀紀川史』)っていたのである。

風呂谷村明治四年戸籍については、すでに前圭一⁽¹⁶⁾の紹介があり、また近日には田中真次による詳細な研究が発表されると聞くので、それにゆずるが、持家層の内比率の高いのは下職四七、花屋一六、牛馬扱一皮革関連業一〇、の順で、借家層では、やはり下職八八、ついで花屋一五、日雇一一となる。戸籍によれば、これらの下職の多くは皮革細工職である。両者合わせて全体二六九名、その比率では単純労働の日稼雇が一七四で六四・八%を占める。この内の一三五が下職で、彼らを皮革関連職人と見れば、皮革関連業は一六一人で約六〇%になる。

このような傾向は、伊賀矢川でも同様である。明治五年の職業構成の内、皮革関連業は三六・六%を占める。表11では日雇層の比率は低い、戸籍上のはほとんどが兼農、兼雑業であったから、いわば日雇的な層は相当の比率で存在したと見うる。

本節の始めで見たように、下職や直しは、すぐにも職とすることができたし、一定の利益を生んだ。すくなくとも農村に比すれば都市は貧民にくらしよいところであった。それゆえ領主的規制にもかかわらず都市への流入は起った

のである。

表11 伊賀矢川村職業構成(明治5)

職業区分	戸数	%
農	61	39.9
踏草物	29	36.6
雪皮履	25	
買車	5	2
馬力	17	
売車	1	
工結	2	
湯雇	2	
他	7	
その他	2	
計	153	

4 小括

皮田町の内部構成を皮多村との対比で明らかにするといふ本章の課題設定は役職制のところでも指摘したことであるが、始めから一面性をまぬがれないものであった。皮田町の内部構成の特質は何よりも当該都市との対比の上でこそ検討が試みられなければならないものだからである。けれども当初からその視角は捨象された。そうした問題を正面から分析するための論理や方法論、さらには史料を持ち合わせないからである。本稿全体がそうであるようにここでも皮田町概念形成のためにあれこれの筆者なりの論点整理をこころがけたのであった。

その範囲でひとまず本章をまとめておこう。検討対象とした役職制、人口、住民構成のいずれにおいても皮多村とは同一に扱えない特質の存することはもはや再言するまでもないであろう。住民構成や職業構成については皮多村についてもほとんど先行研究がえられないため今後の解明に待つところが少くないが、旦那場制という見地から考察すれば在村皮多集落と対比しうる独自の内容のあったことは疑いないものと思われる。役職制の場合には彼らへの助成・手当の形態、根拠も旦那場制に基づいていたし、住民構成の特質も旦那場制の規定をうけた。そしてその結果は人口動態に独自の波長がみられたのである。

最後に本章も含めてまとめて言及することのなかった都市構造との対比で皮田町の特質を二〜三の史料で見えておくことにしよう。整理されたものでない。今後の課題の足がかりである。

1 享和三年(一八〇三)目安方の下間に答えた渡辺村年寄の「乍恐口上」によると家持ちが身代限りにあった場合、「家財諸色家立の類は町方願人へ引取候共村方にて売払候共勝手次第」であるが「屋敷地の儀は願人と相對の上直段の高下に不拘村方の者引請代銀にて相渡可申候様」(『摂津役人村文書』三一版『庶民生活史料集成』一四巻所収三九五頁)に定まっていると

している。つまり土地は渡辺皮田町内外の身分の者に
移らないことが定められていたのである。同「口上」
は逆の場合、すなわち町人が破産して皮多が願立の場
合にはその土地を請取れるとしている。たしかに寛政
十一年（一七九九）の京都町奉行所からの江戸への取
計方の尋ねによると、身分をいっわって穢多が平人と
なって家屋買受けて摘発された場合、その土地をどう
するかについて従来定めがなかったというからこのよ
うなことがありえたのであろうが、右の京都町奉行の
尋での評定所一座の裁定はその土地が町のものならば
平人が買受け、家作、家財は穢多頭へ買わせることに
なっている。つまり町地はどのようにせよ皮田の手に
移りえなかったものと思われる。そしてそれは幕藩制
支配の原理であつたらう。

2 京都にあっては家作に独自の規制が加えられた。

「往古ハ半間妻戸ト云ヒ、間口三間アルモ表ノ方ニハ
僅ニ間半ヨリ明ル事ヲ得ス」であつたが、宝永五年下
村文六死去漸くしてこの制が廃されたが「尚正面破
風、三階、路次門等ハ禁シテ評サズ」（『柳原町史』）
これは七条郷、八条上、小荷荷同様であつた。
いずれともに皮田町に個有な身分規制であつた。

し、いずれにせよ政治的意味は皮田町の借家層の場合とは異
なっている。

(10) 「書物之事」延宝九年七月、「一札之事」享保三年一月
などいずれも『奈良県同和事業史』所収、なお藤本清二郎前
掲論文(二)の註7(二四一頁参照)

(11) 渡辺広『未解放部落の史的研究』一一六頁これは皮多村の
例ではある。

(12) とはいえ、皮革業に関する本格的研究と言える論文は、播
磨西部に関する一連の研究(「幕藩体制下における『差別事
件』の展開」『近世部落史の研究』上巻所収)『播磨の部落史』
第六章「明和・天明期の皮革業の一端」『新しい部落史像を
めぐる』第二集所収)以外にはなく、今後の検討課題であ
る。別稿を用意したい。一点のみ指摘しておけば、各藩の専
売制下でも渡辺村扱いは皮は無課税、あるいは優先扱いをう
けている。(とりあえず『播磨の部落史』第一巻参照)

(13) 『摂津役人村文書』前掲三一版三五九頁

(14) 『奥田家文書』文書番号三八九

(15) 渡辺広『未解放部落の史的研究』二九八頁

(16) 『摂津風呂谷皮田村の歴史』「近世中後期における『かわ
た』の経済生活」前掲『研究』所収

(17) 矢川については『都市部落』(部落問題研究所一九五九年
刊)を参照、山口羽坂の場合も皮革業の比率は高い。これに
ついては別稿「斃牛馬処理権をめぐる二・三の問題」(『部
落問題研究』73)参照

東京部落解放研究

32号●特集・差別と表現(中) 1,000円

〈緊急報告〉俳優座『食肉市場のジャンヌ・ダルク』糾弾闘争②…座談会
(第1回・第2回反差別映画祭から)

シンポジウム・反差別の映像を問う…菅孝行・須藤出穂・村田拓・土方鉄
シンポジウム・『破戒』を通して差別と表現を考える……

……竹内泰宏・東栄蔵・長谷川三郎

講演・小説『破戒』の評価をめぐる……東栄蔵(年表・差別と映像ほか)

33号●特集・東日本の部落解放運動'82 2,000円

◆各都県連運動資料集=群馬・長野・埼玉・東京・栃木・神奈川・千
葉・茨城・新潟

編集・発行 東京部落解放研究会◎

発売 解放書店 東京都台東区東上野5-23-15

年間購読料 7,050円(送料込・年4号+臨増号1冊)

☎03(844)5725 千振替一東京6-48497

(1) 「摂津役人村文書」前掲三一書房版 三七九頁

(2) 『京都柳原町史』三一書房『日本庶民生活史料集成』14巻
所収二七九頁(以下『柳原町史』とし、同書から引用)

(3) 「寛政五癸年三月 風呂谷糸木両村之穢多共引請斗方一件
日記抜書 北浜惣会所」 武田忠孝家文書

(4) 『雑色要録』所収天部村文書 年不詳「謹て言上仕候」三
三九頁周防守の名が見えるので年代を元和ノ寛永とした。

(5) 高市光男「近世部落の人口動態とその背景」『近世部落史
の研究』下巻によって明瞭になっているが、今だに社会増を
云々する説がみられる。

(6) 菅原憲二「近世京都の非人」『日本史研究』No.181の表6よ
り作成

(7) 表の内 岡島は渡辺広岡島皮田村―役人村の歴史』『未
解放部落の史的研究』(吉川弘文館昭和38年)東之坂は『奈
良県同和事業史』によった。

(8) 東之坂町文書「覚書之事 文政一二年七月」『奈良県同和
事業史』四五五頁所収、なお本文にもこの一件についての言
及がある。

(9) 借家層が一定の比率で存在した点は、畿内の皮田村では一
般的にとられる。それは、皮田村でも居住規制は強く、人口
増加にともなう宅地が拡張できなかったからであった。泉州
南王子村では一七九八年(二軒)→一八四三年で一〇八軒にも
なっている。借家比率は五・五→三四・五である。地方皮田
村の史料を得ないが、南王子よりは低かったであらう。しか

四 総括と課題の展望

関東弾左衛門支配についての研究蓄積は一定程度存在し、関西の研究者にもよく知られているにも関わらず、今だ関西と関東との部落史研究はうまく整合されるに至っていないと言われない。そのことは日本史全体に共通することであるから部落研究という一構成部分から改めて指摘するまでもないことなのかもしれないが、このままでよいということでない以上、部落史研究の分野においても克服の努力はなされてよいのである。また部落史研究の内部では皮多身分とそれ以外の賤民身分についてこれも統一的に把握する理論化は試論さえ提出されていない。もっとも研究の進んだ非人論を『研究』『史的研究所』所収の内田・岡本論文について検してもこのことは明らかといえるだろう。

研究の進歩とはもともと個別的・特殊の検討から始まるものだといえはそのとおりである。対象に沈潜しない総合化などというものは科学のダンゴ化に他ならない。そしてそういう方向にそって歴史学は細分化の一端をたどったのである。けれども七〇年代も後半に入ってから細分化とは異なる研究動向が生まれ実を結び始めたように筆者には思われる。社会史という新しい研究方法がそれであり、身分制研究の深化や国家論の再検討がそれである。

全国的にも貴重な羽坂皮田町の経済表なども布引にあつては分析の対象にもなほつてきていない。逆に前圭一を中心として七〇年代に大きく解明の進んだ斃牛馬処理権の研究が、各地のこの種の史料の位置づけを可能にして地域部落史を豊かにしたことは記憶に新しい。

筆者が望んでいるのは後者のそのような方向である。しかしひるがえって本稿を問題にすればあまりにあちこちに首をつっこみすぎて論旨の不明確さが目につく。ここではこれ以上の新しい展開をやめにしてこれまでに論じてきたことの若干の交通整理と次なる課題を展望しておくことにしたい。

1 本稿が提起したもの

本稿では可能な限り各地の具体例をあげて紹介することに努めてきた。それは一所でふみ込んだ分析に耐えられる史料が得られなかったためでもあるが地域部落史の今後の展開を期待したからでもある。けれどもそのことによって論理の骨組みがわかりにくくなったことも事実である。そこで若干の整理をして私達が新たに提起した問題や解明した諸点をまとめておくことにしよう。

(一) 第一に、脇田修によって改めて「身分にとまなう職業、居住地の制約が近世身分制一般の特質」(『研究』一

そうした方向性や議論にはげまされたり学んだりしながら、筆者は八〇年代に入って一連の新しい問題提起を行ないはじめている。本稿が提起した皮田町の定義もその一つだが、本稿が意図したことでもあるがそれらによって東西の研究の間にある深淵を埋め、賤民制全体の理論仮説を提出したいというのが筆者の深いところにある目的である。おこる誤解にあらかじめ答えておけば、私達は地域特質や諸賤民を一色に、つまり灰色にそめてしまおうとしているのではない。多様なものをさらに多様に見るためには、それが共通な部分の理論的抽出にはありえないと考えるのである。このことは地域部落史の七〇年代の動向を総括してみようとすればただちに肯首されることであろう。主として七〇年代の総括として八〇年代初頭に相ついで刊行された布引、安達の二著を例にとれば、布引は皮多身分は原則として田地所持を禁じられていたとそれをいきなり一般化しているし、安達は但馬、丹波に見られる若干の部落そのものの移転例からそれを指標にして部落成立論というすぐれて理論的レベルに属する結論を導いていた。つまりそれらでは個別的、地域的諸事象をいったん部落史という特殊性をもつ論理にまで高めないので、そのまま普遍化してしまっているのである。いうまでもなく二著共都市賤民制をそれぞれとして論じた論考も視角もない。ために

二七頁)とされた「三位一体」問題である。私達の検討によれば原理として皮多身分は都市域外に置かれるのを空間的理想としたし、事実都市の外に移されたか、あるいは元禄年間と思われる時期に奈良東之坂が、「光善院町より新道之願被申候」「竹島の地立返の義」(「松操録」)の動きが起こっているように、実現しない場合も入れれば、市外への移動は都市の空間上の原理といえたが、しかしこれを実態、機能の点から見れば都市構造と密接な関わりをもち、また領主役負担も皮多村と異にしていた。皮多身分内の「三位一体」に原理的にも実態的にも意外に深い分裂を示しており「機械的な適用をおこなっていない例」(一三五頁)というレベルで処理できるものではなかった。まして京都六条、伊賀矢川、備後三原、兵庫津などで見た人と土地の分離支配の現実などは一体的支配を前提する「三位一体論」が再検討されなければならないことを端的に示すものである。このことは雑賤民とされる層について見ればさらに明らかである。江戸乞胸は身分は町人・職能のみ非人支配、また本居内達『賤者考』では木戸銭をとる業はその興行中のみ穢多支配とある。これらのことはつまりそれらは元来別々のものであり、それぞれの結合の形態が身分を形成するのであるから、三位一体というできあがった原理から身分制を説くのではなく、その結合の実態、され

方の究明こそが問題とされなければならないのである。いうまでもなくこの点に立入るならば身分とは何かという問題に至るのだが、それについては別稿を用意しなければならぬだろう。ここでは皮田町の概念構成が成立する理論的前提として筆者の中にすでに脇田身分論への疑問があること、この「三位一体」の再検討なしには皮田町が概念として成立しないことを指摘しておきたい。三位一体論では封建社会の支配上、体制上の根本対立たる都市と農村の問題がすくなくとも皮多身分について言う限り二次的なものとなってしまふのである。

(二) 第二に、皮多身分の役負担に関してである。皮田町の基本的役負担は下級行刑役であった。七〇年代の研究では「斃牛馬処理権こそが、えたかわたの身分に独自のもの」「賤民身分としての把握は……皮革関係の役負担とそれにもなう斃牛馬処理権」(『研究』一三七頁)にあるとされた。そのことは筆者も同意してきた。しかし把握の論理は異なる。脇田は先の三位一体論に立って主張しているのだが、私達は別の論理に立っている。日本近世社会もそれが封建権力の身分支配である以上領主的土地所有を媒介しての支配の体系が存在した。それを身分的所有ということもできよう。しかし封建支配を社会編成の問題としてみた場合にはこれと別の論理が必要となる。発達した身分

はこの解釈を措いているが(『史的研究』上注11)、私達のように考えるならばおそらく北小路は西京村の支配をもうけたはずである。おそらく同様のことは蓮合野村についてもいえよう。さらには下村家の時代には北小路村は年一六〇人の二条城掃除人足を負っていたのであるから、北小路村から見れば六条村、下村家という三方向の支配をうけていたことになるのである。

このように見てくるならば「支配」という言葉を内容的に吟味然とした包括的用語によっては研究が進展しえないのだということがわかるのである。次の(三)の役の整序と共に新たな概念装置が必要とされているといえるであろう。

(三) さてこの役負担であるが、皮田町についても斃牛馬処理役が課せられたことは明らかで、渡辺村では「自然病死仕候牛馬の儀は往古より取候者共私共村方に御座候然れ共村一同に取候儀にては無御座候、村方に六七人斗往古より取場所相定有之儀かたく相守り、銘々定の場所の外は猥に取不申」(三一版三九二頁)となっており、京都でも市中の場所割で処理権が分割されていたらしく、たとえば西寺内下魚堀はり川端は、天部年寄源左衛門の持場であった(寛保二年『留帳』一六二頁)。けれども皮多村とは意味は異なっている。在村ならではの斃牛馬処理も特権たる意味をもつほど利益をあげたが、町では一般的にいつて利得

的關係と生産力の一定度の発展によって生じた社会的分業の領主的掌握は土地の所有關係に還元されないからである。それは国役の論理でなされた。封建的人身支配のこのような複雑なあり様が逆に土地所有關係にも反作用を及ぼして早くから在地での本年貢からの小物成の分離という現象を生み出したし、「人高両方の支配」(篠山藩寛延二年皮多村中の訴状)、「公事支配之外」(皮多高公事支配被為遊御許容候)、「赤穂藩寛政一三年皮多訴状」(高：支配)「身分、職場：支配」(江戸明和五年和名村皮多請状)などの人別と高に関わる複雑な支配の状況を作り出したのであった。

ここで興味深いのは京都の五カ村であろう。六条村は柳原荘に移転させられた後はこれまでの「天部郷、六条郷」と呼ばれていた近世初頭の、おそらく独立村から柳原本郷の枝村という村格になっている。そして両村は賀茂川で実際に地理上隔離されいながら枝郷となったのである。でありながら六条村は蓮台野・北小路を枝郷としており、まことに奇妙な支配系列ができていたのである。それだけではない。北小路が寛文一〇年(一六七〇)に西京村内の三条通りに移されたことは既に述べたが、この地は坪数一〇八五坪あったが、公儀御役田地は三反七畝分というから、おそらく残りは年貢地であったことになる。辻ミチ子

は低いものとならざるをえなかったであろう。なお脇田は前圭一の研究に依拠して「畿内における斃牛馬処理権をみても『特権』とはいいいながら生計に占める比重は低い」(『研究』一四五頁)と断言するが、この決めつけは問題が多い。

それはともかく本稿ではこの問題を且那場制という、斃牛馬処理制(特権はこのシステムの側面からする評価であって全体としてみればそれは制度であった)をもつてみ込んでいるシステム原理の中に置きなおしてみよう。主張した。町皮田年寄への助成形態から生業構造、興行支配などまで皮田町の生活の万般を規定しているのは且那場制であったからである。京都の場合、度々争いになっている十分一銭は「東西御仕置者御座候時分并に牢御屋敷内のそうじ御用の時分持参仕候御用に違ひ候歟、かま、ほうき、鋸、槌」(『留帳』三一版一三九頁)にあてられたものであったように、それはまた下級行刑とも連動していたのである。

(四) この問題とも関係することであるが、江戸弾左衛門に見られる広域支配、一般に頭支配と呼ばれている賤民統治方式を、それが見られない(例外的には存在するが)畿内の賤民統治方式との対比でどう考えるかである。畑中はこの頭支配と本村付支配(私達が従来枝郷支配と呼んでき

たものの不正確な表現)を相ならぶ「支配の構造」(『研究』二八二頁)と見ている。これは前圭一の捉え方に従ったものであり、今日の一般的な見方といってもよいであろう。だが先にのべた「人高両方の支配」という幕藩賤民制固有の矛盾、それは幕藩制そのものの解決できない矛盾なのであり、維新政権による徹底した属地支配の編成まで続くのだが、その矛盾に着目するならば畑中のような捉え方は漠然とした賤民支配把握といわなければならない。それらはレベルを異にする支配内容を構成しているからである。もとより頭の意図は全的支配にある。またそれを追求してもいる。頭の願望と支配という政治原理レベルの問題とを混同すべきではない。

ここでは頭支配の根拠を旦那場権の分与という論理で処理しようとした。そこには領主的役負担の分与(押しつけ負担配分)をも含んでいる。京都下村家、紀州糸若などの支配圏拡大の動向を見ればこのことは了解されよう。(その後高市光男によって紹介された文化一四年宇和島藩の頭支配離脱闘争の史料はこのことを証してくれる好個のものである。頭は領内皮多支配を次のように述べている。「大は八穢多頭の致押領候場ニ而右之内を相分テ手下之穢多共へ宛行、指遣」(『部落問題研究』66—112頁)したものだといのである。藩もこの論理を認めている)他の賤民

身分への皮多の支配についても同様に考えていいである

う。東之坂は北山非人支配について自分たちは興福寺の役を負い、非人も又興福寺の下知を請けるものであるからそこから非人が自分たちの下知をうけ「上米を取来」(『奈良県同和事業史』四二七頁)しているのだという論理を展開している。

(五) 皮多村が身分措置として百姓身分に掛かる夫役、夫米を免除されたように、皮多町は町人身分に掛かる地子、町並役を免除された。たしかにそれは「役負担を勤めるために年貢免除地になった」(脇田『研究』一三五頁)ともいえるし、そうした具体的レベルでは「都市部落での免租地の性格は農村部落でも南王子村などに見られる居住地の年貢免除の理由に及ぼすことができる」(同右)のだが、そこにはさらに深い理由が存した。次の史料はそれを物語る。

寛

一、今度御殿様御尋被為成候に付書付指上げ申候 六条河原断罪領島二町の所、断罪御役に付、天餘・六条両方の年寄往古より御扶持島に御赦免被為下候故、地頭・御代官も無御座候 則六条村の御扶持島一町の所家を建御公儀様断罪御役相動同二条御城の御掃除毎月仕候 巳上

元禄十一年九月十九日

山城愛宕郡断罪領

六条村年寄

嘉兵衛

与三兵衛

石川主殿様御内

国御絵図御奉行様

免除地であるから支配役・個別支配領主がいらないと国絵図作成にあたって回答しているのであるが、これを先の複雑な支配問題と関わらせて敷衍するならば屋敷地子免除の措置は人別・高の一元的、統一的支配を可能にするための一つの現実的措置であったと考えられる。この場合も皮多村への除地措置と同一に扱われないであろう。同一論理という点でいえば、皮多の高所持そのものの否定がこれに対応している皮多身分を土地を持たざるものとする支配理念は、同時に現実の上で二重支配を回避しうるものともなってきたからである。

2 課題

課題というか残された問題といえば、ここに整理した五点ともなお実証、理論の両面から詰めてみて豊かにしていかなければならぬものである。そしてそのいずれをと

ってもやっかいなしろものという他はない。早急な決着がつきそうにないのである。議論と批判の起るのを期待したい。

とりあえず筆者の能力範囲で当面の課題とすべき事柄について述べておけば次のとおりである。

(一) 仮説はあくまで仮説であり、皮田町の定義も歴史的現実を豊かに、それゆえに正確に見るための分析装置であるに他ならない。皮田集落の数だけ事実があり、多様性が存在しよう。仮説や定義の有効性は具体的事実の分析を深めることによってしか検証されようがない。このような考えから比較的史料の整った皮田集落を対象にして、そこに沈潜して内在する論理をつかみ出すことに努めるべきだと考えている。そうした考えに立ってすでに兵庫津風呂谷を対象にいくつかの論考をまとめはじめている。史料的制作方法の大きい分野だが、奈良東之坂町については幸い旧松村家文書が天理図書館に大量に所蔵されており、その一部を使った研究が浅野安隆によって発表されている¹⁾、本稿でも東之坂については多くそれに依拠してきたが、しかし浅野に皮田町の視角はない。文書全体の紹介もなされていない。何とか共同研究の体制が組めないものであろうか。

(二) 共同研究といえはやはり京都、大阪の皮田町についての研究が不可欠であろう。その内京都についてはす

に『諸式留帳』という年代的、内容的にも限定されたものではあるが貴重な史料が翻刻されており、部落問題研究所、京都部落史研究所という二つの研究所が存在しており、わけても部落史研究所は全一〇巻からの京都部落史を公刊すると聞く。

ところが他方の大坂渡辺村については史料もまとまったものとしては『摂津役人村文書』ぐらゐのもので村の通史を概観することさえおぼつかない現状である。しかしこの村の場合、近世部落史全体にとっても重要な位置を占めており、新史料の発掘も含めた共同研究がぜひとも組織される必要がある。私達も渡辺村については関連史料のカード化を急いでいるが、その程度の研究体制では現状の抜本的克服は期しがたいのである。

(三) 関東については本稿でもつまみ食い程度にしか弾左衛門支配の問題を取上げることができなかった。史料的にはかなりの量が知られており、全体の紹介はないが助左衛門文書、今度刊行された『鈴木家文書』など研究の素材は整いつつある。がしかし一、二の研究者を除いて関東の賤民研究は手薄で、又多く非人研究に傾いている。『研究』所収論文では研究史にふれ、あちこちに不満と不足をいいたてた後「概略すれば史料的には豊富さを増したものの史料批判の不足・史料の羅列的傾向が目立ち、実証的な確実

性からいって、三浦・幸田の研究以後さほど水準が高くなったといえないのが現状」(一八八頁)と評している。これに付言すればその評価は『研究』所収の成沢論文を含めて妥当する。そこには個別的事実を集積して特殊を媒介しつつどうしたら普遍に至るかという問題関心が弱いのである。

関東の賤民制と畿内の賤民制とを統一的に説明する理論を作るのが当初からの私達の目標であった。それに近づくためにも関東の賤民制研究に手をつけてみる必要がある。

(四) 最後には皮田身分のみならず、非人その他も含めた都市賤民制全体の統一的な理解をこころがけなければならぬことである。そのためには当面、七〇年代に一定の研究の進んだ非人論を批判的に検討することが要請される。

『研究』では町非人を町抱えと規定している(二二九頁以下)。経済的レベルでいえば非人は「一切の所有から排除され、諸人の喜捨によって生活する存在」(二二五頁)であるからそのようにもいえるし、たしかに非人の重要な属性であった。旦那場制を考えれば皮田町も非人と一括してそのようにすることもできるであろう。武州川越城下の皮田が斬罪役賦課を拒否した時、町年寄のとった対抗策は経済封鎖ともいべきもので、「市のおき内をとめ申

付候かわた共わひ事申」(明暦三・六峯岸賢太郎「幕藩制の賤民身分の成立」『歴史評論』三〇九号六八頁重引榎本『万三賞』)とあるように、きわめて大きな依存的性格をもっていたのであった。関東とは基本的に異なつて畿内では番非人はたしかに村抱えでありために、摂河播の「国訴」さえ起こっているほどである。しかしそのように規定してしまえば非人組織というものの独自の役割、意味は消し飛んでしまわないだろうか。皮田の旦那場制は旦那場村々との間に依存的、従属的経済関係を措置していたから、これを村抱えとも表現できるであろう。しかしここで重要なことは旦那場範圍や権利は皮多身分間の取決めで定まり、それに対して村々は何の権限も有しなかつたことである。このことは七〇年代に研究の進んだ斃牛処理制研究の成果をみれば明らかだろう。同様のことは非人と町の関係にもあつたものと推定する。内田は「垣外と丁の対応関係は長吏の側には決定権限の全くない」「上から決められた」(『研究』二二三頁)ものとするが「道頓堀非人関係文書」の同じ編者である岡本良一はこれを長吏権限と考えている(『史的研究』上二五九頁以下)。従来の理解が妥当なことはいふまでもない。今後の検討を待ちたい。

(1) 国役・国奉行制の研究は近年の成果の一つである。「幕藩初期の国奉行制について」(『歴史学研究』四三二) 藪田貫「近世畿内所領構成の特質」(『ヒストリア』七三)など。ここでは地代と役負担の分離が問題になっている。

(2) この点筆者が初めて指摘した。そしてそれを幕藩制固有の矛盾、解決しえない矛盾として把握すべきことを提唱したい。そのもつ重要性については以下に若干述べる。この点のみをまとめて別稿を用意したい。すでに戦前小早川欣吾は「近世の裁判籍は……管轄の側より此を觀察すれば地域的管轄と身分的管轄とが並存している」(『近世の裁判組織と審級及管轄に関する若干の考察』(『法学的論叢』32巻—100頁)と指摘し、一連の論文でさらに事物管轄という分析概念を加えていた。しかし彼の貴重な指摘は今日でも生かされていない。小早川の指摘は領主支配が地域によって、身分によって、事例によって管轄を異にし、制約をつけることを明らかにしたものであるが、それらはまた、たとえば身分のもつ属性をとってみれば、身分内に領主権力は原則として立入れない自治を有し、支配は他身分との関係を規定し、調停することによってはたされる(といつても出入筋と吟味筋とは内容が大幅に異なるのである)ということのようにそれぞれに複雑さをもつた。

(3) 拙稿「斃牛馬処理権をめぐる二〜三の問題」(『部落問題研究』73)一参照

(4) 従来斃牛馬処理権が旦那場権の、重要ではあるがそれに

含まれる一部であることはすでに指摘のあることである。また前によってもそれらは「残余の権利」(西播地域皮多村文書研究会『近世部落史の研究』上巻二〇八頁以下)として一定の検討がなされてもいる。または前と別個に鈴木あきり・村崎信夫によってここで論じる旦那場制の特質が明らかにもされている(同右『近世部落史の研究』上巻所収論文九七頁以下)。ここでの提起がそれらに学んだものであることはどうまでもないが、新しい主張であることも述べざるまでもないことであろう。そこには従来の把握と異なる二つの重要な点がある。一つは権利の特権という捉え方をひっくりかえして原理・システムとして幕藩体制の下に位置づけようとする点であり、二つには斃牛馬処理制を主とみるのではなく、一部と見ること、位置づけの上でもそれを徹底したことである。この問題についても別稿を用意したい。

(5) ここで興味深いのは次の史料である(『諸式留帳』三二版二四頁)。

頼申口上の事

一、私共北山辺に罷有候皇番の者共にて御座候 然処に私共渡世のため町方へ罷出せうたな(頼申)おし仕候へ共皮田役の年寄無御座に付、町かぜき難義致し候故、蓮台野村を年寄方に頼申候得ば、則蓮台野村より被申候様は当村は六条村の枝郷にて有之候間、頭枝の六条村相頼申様にて被申候故蓮台野村の相談の上にて此度其元様を頼存候間、六条村の手

芝居、人多集り候所へ人足召連罷出悪党者御座候へは捕候て御届け申上候事

「人集場所取締」(『柳原町史』二九四頁)などは同時に町民にとっても治安上の必要時であった。

渡辺村の場合は「一、大坂三郷出火の御火消人足差出申候」(役人村文書『三二版三八一頁』と享保九年(一七二四)の大火の際から特に役務として新たに命じられている。

補注。『日本庶民生活史料集成』二五巻に旧松村家所蔵東之坂文書中の「松操録」全四巻が山田光二の手で翻刻された。山田は解題で「きわめて豊富な生活資料として貴重なもの」とするが、そのことは疑いないが山田はそこで「松操録」そのものの性格や他の旧松村家文書との関係にまったく言及されていないのは解されない。「松操録」は松村家、つまり近世史料という基石衛門家に関わる文書を中心に大正に入って筆録したいわば第二次史料集であって右のような山田の評価は結果として出てくるものではあるが編纂者の意図は一種の自家系譜史料集という性格をもつものであった。葬式や遺言に多くが費やされているのはそのためである。

天理図書館には「松操録」の他に二十点を越えるかと思われ文書が所蔵されており、それはまさしく生活資料の宝庫ともいうべきものである。「貴重な生活資料」部落史の「空白を充分に埋めてくれるもの」(山田「解題」五頁)として山田がどうしてこれらの古文書をこそ編纂しなかったか、筆者は大きに

下に被成御支配被成可被下候、然上は御公儀様より被為仰出候御法度の御趣堅守り可申候 為其頼申書付如斯御座候 已上

宝永七年寅八月

紙屋川組

三郎兵衛

(以下一四名略)

(6) 『諸式留帳』三二版 一一二頁

(7) 奈良県『奈良県同和事業史』浅野執筆分ならびに近世史料篇、「近世大和の部落」(『部落問題研究』35)

(8) 一切の所有から排除されていたとはいえないだろう。直接的生産関係の域外にあることと所有諸関係からの排除とは同意ではない。

(9) このようにいうことは旦那場権限が何らの町人・百姓の同意、合意なしに行使された、されえたことを意味するものではない。またそのようないことはありえない。旦那場制が賤民と平民の「つきあい」を規定していたということは町人にとっても何らかの利益・意味があったことを示唆する。その一つは非常時への動員であろう。火事、市中防犯などがこれに含まれよう。京都では古来より「一、急火の節年御屋敷へ入足召相詰候御事」との一条があったが宝永五年(一七〇八)より

一、洛中洛外悪党者徘徊仕候節人足召連罷出捕御届け申候事 并四条川原涼場所、諸社の御神事、諸寺の法会、開帳、諸

疑問をもつ。これは『奈良県同和事業史』の史料篇の編纂についてもいえることであるが、東之坂文書全体の翻刻の早からんことを希望しておきたい。

むすびにかえて

私達は地域部落史こそ部落史研究の出発点であり到達点であると考えてきた。こうした考えに立っていくつかの論考をもつてきた。と同時にそこでは必ず地域部落史の個別的性格をこえた普遍的論理の問題提起を行ってきたのである。ところがたとえば『部落問題研究』誌上での毎年の「成果と課題」を読むと「地域研究」という奇妙な名前前で個別的な研究が一括処理されているのである。具体的地域を論じない一般部落史という論考など存在するのかと不思議に思うけれどもいっそう改善される様子はない。

それはともかく本稿でも実証も論理もと欲ばったし、個別も普遍も追い求めた。それと同時にここでは最後に理論的まとめや提起を置いて広く討論、批判の起こることを期待した。(西播地域皮多文書研究会)

〈付記〉

今となつてはかなり以前のことになるのではあるが、本稿の作成にあつては天理大学図書館、関西学院大学前田教室その他にお世話になった。補注などを組版後に挿入するなど、編集部渡辺俊雄氏には多大の御迷惑をおかけした。共に謝したい。